

平成二十年六月二十日

平成二十年第二回北方町議会定例会会議録

(第二日)

一、出席議員及び欠席議員

|      |    |      |
|------|----|------|
| 出席議員 | 一番 | 鈴木浩之 |
|      | 二番 | 安藤浩孝 |
|      | 三番 | 廣瀬和良 |
|      | 四番 | 中村広一 |
|      | 五番 | 福井裕子 |
|      | 六番 | 立川良一 |
|      | 七番 | 戸部哲哉 |
|      | 八番 | 井野勝巳 |
|      | 九番 | 日比玲子 |
|      | 十番 | 田中五郎 |
| 欠席議員 | なし |      |

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

|       |       |
|-------|-------|
| 議事書局長 | 高橋善明  |
| 議事書記  | 木野村幸子 |
| 議事書記  | 北中龍一  |

三、説明のため出席した者の職氏名

|     |      |
|-----|------|
| 町長  | 室戸英夫 |
| 副町長 | 山本繁美 |
| 教育長 | 宮川浩兵 |

四、議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 一般質問
- 第三 議案第十九号 専決処分の承認を求めることについて  
北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
町長提出)
- 第四 議案第二十号 専決処分の承認を求めることについて  
中部圏都市開発区域の指定に伴う北方町  
固定資産税の不均一課税に関する条例の一  
部を改正する条例)  
町長提出)
- 第五 議案第二十一号 専決処分の承認を求めることについて  
北方町手数料条例の一部を改正する条  
例)  
町長提出)
- 第六 議案第二十二号 専決処分の承認を求めることについて  
北方町税条例の一部を改正する条例)  
町長提出)
- 第七 議案第二十三号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正す  
町長提出)

|          |       |
|----------|-------|
| 参事兼      | 大平喜義  |
| 都市環境農政課長 |       |
| 総務課長     | 村木俊文  |
| 税務課長     | 高橋勉   |
| 住民保険課長   | 山田忠義  |
| 福祉健康課長   | 木野村隆司 |
| 上下水道課長   | 豊田晃   |
| 教育課長     | 奥野政興  |
| 会計室長     | 渡辺雅尚  |

る条例制定について 町長提出)

第八 議案第二十四号 北方町小口融資条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

第九 議案第二十五号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

第十 議案第二十六号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

第十一 議案第二十七号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

第十二 議案第二十八号 もとす広域連合規約の変更について 町長提出)

第十三 議案第二十九号 工事請負契約の締結について 北方中学校プール改築工事) 町長提出)

第十四 議案第三十号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第一号)を定めるについて 町長提出)

第十五 議案第三十一号 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計補正予算(第一号)を定めるについて 町長提出)

第十六 陳情第一号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情 厚生都市常任委員長報告)

第十七 陳情第二号 看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情

第十八 陳情第三号 介護職員の人材確保に関する陳情 厚生都市常任委員長報告)

第十九 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

第二十 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第二十まで

追加日程)

第一 意見書案第二号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書 議員提出)

第二 意見書案第三号 看護職員確保法の改正を求める意見書 議員提出)

第三 意見書案第四号 介護職員の人材確保に関する意見書 議員提出)

午前九時三十一分 開議

一、議長 井野勝巳君 改めまして、おはようございます。

沖繩の方ではもう梅雨が明けたようなんですが、先ほどまた九州の方でえらい集中豪雨で床上浸水があったようでございます。気候の変動で、また宮城地震の方は大変なことになるうかと思

いますけれども、早いところの復旧を祈念申し上げますところでございます。

また、六月定例会中は、委員会等、皆さん方に大変な御審議をいただきました。本日は最終日を予定しておりますので、どうぞ

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第二十四号 北方町小口融資条例の一部を改正する条例制定について

議案第二十五号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第二十六号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

議案第二十七号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第二十八号 もとす広域連合規約の変更について

議案第二十九号 工事請負契約の締結について 北方中学校プール改築工事)

議案第三十号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第一号)を定めるについて

議案第三十一号 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計補正予算(第一号)を定めるについて

陳情第一号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情

陳情第二号 看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情

ただいまの出席議員数は十人です。定足数に達しておりませんので、議会は成立をいたしました。これより平成二十年第二回北方町議会定例会第二日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

#### 日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において三番・瀬和良君及び四番中村広一君を指名いたします。

#### 日程第二 一般質問

一、議長 日程第二、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により質問を許します。

最初に、安藤浩孝君。

一、二番 安藤浩孝君 おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

一般質問を始めさせていただきます前に、一つ目の質問で資料を作成してまいりましたので、議場の方で資料配付の御許可をお願いいたします。

#### 資料配付)

一、二番 安藤浩孝君 それでは、始めさせていただきます。

十二月議会、三月議会と、そして今回六月議会と、公共交通に關しまして、町における交通政策ビジョンをお聞きしたいということで御質問をさせていただいてきておりますが、前回はバス・ミニナル構想をお聞きいたしました。今回はコミュニティバスについてであります。

岐阜市では、平成十八年度から、高齢者等交通弱者の移動手段の確保、交通不便地域の改善、地域内の日常生活における通院・

買い物等の需要に対応するため、コミュニティバスの導入を図る必要があることから、試行運行を加納地区、市橋地区、日光・島・早田地区、三輪地区の四地区で実施をいたしました。この四地区の一つ、加納地区のコミュニティバス、名称は加納めぐりバスといいますが、これは一日当たり乗客数が約百八十人と多く、市の補助基準を満たしていることから、本年四月より本格運行に移行をいたしました。他の三地区については、引き続き試行運行を行い、継続するか検討する所です。

また、六月一日からは、新たに四地区において試行運行を行い、検証を進める予定だそうです。この四地区とは、市内の中心街東部地区、芥見地区、藍川地区、黒野・西郷地区で、北方町のお隣の合渡・七里地区も二〇〇九年度までに試行運行を実施する予定であります。

瑞穂市では、JR穂積駅を中心とした四路線、一日五十三本運行され、一日三百十五人、年間では十一万五千八十六人のたくさんの市民が利用されており、生活の足としてすっかり市民に根づいております。毎年、右肩上がりの利用者増が続いておるわけです。

揖斐郡大野町では、人口密度、高齢化率、バス路線状況、商業施設へのアクセスなど客観的な指標を読み取り、コミュニティバスをより効率化したデマンドタクシーの導入を六月二日より運行しております。このデマンドタクシーとは、タクシーの予約相乗り制で、町内の公共施設、商業施設、医療施設等へ一人二百円で予約し、目的地に運んでくれるタクシーのことであります。

このように、各市町、各校下では、公共交通ネットワークの確立、高齢者等の日常生活における移動の確保、公共交通空白地・不便地域の改善、中心市街地・商店街活性化の観点、いわゆる都

市の装置として位置づけ、将来にわたってのしつかりとした公共交通政策をかいま見ることができません。

町長がお進めになっておられますバスターミナル構想、これは名鉄揖斐線が廃線になり、鉄道を失った喪失感、打ち沈み、打ちしおれる町民に一筋の光であります。新たなまちづくりの礎として、町の装置として位置づけ、進めていかれることに内外からの期待と評価が高まっております。

町内を走る七つのバス路線、百八十一本のバスをターミナルに集約し、利便性の向上を図り、新たな需要を喚起し、岐阜西部地区の一大拠点となり得るバスターミナル、またはトランジットセンター、これはバスからバスへの乗り継ぎ拠点のことであります。そういったものとセットをしたコミュニティバスの運行をあわせて進めていただきたいというふうに思います。

コミュニティバスとは、身近な生活道路を通り、地域内を回る小型のバスであります。定員は二十五人程度で、お年寄りにも優しいバリアフリーのノンステップで乗車ができ、家の近くから町内外にある商店街やスーパー、病院、公共施設に立ち寄り、運賃は百円、ワンコインが全国的にも多いようであります。

岐阜市周辺地区のコミュニティバス導入市町は、岐阜市、各務原市を初め、羽島市、瑞穂市、本巣市、山県市、笠松町、岐南町と六市二町で運行をされております。端的に言えば、北方町以外、全市町で実施運行をしておるわけであります。

本年四月、五月の二カ月にわたり、生活の足コミュニティバスについてのアンケート調査を実施いたしました。調査結果は、今お配りいたしました別紙資料のとおりであります。

一枚目の資料は、アンケートに答えていただいた方五百六人の性別、年齢別に見たグラフであります。調査対象年齢を高齢者の

方に絞ったこともありまして、六十歳以上の回答者は、五百六人中三百八十七人で七六%、女性の回答者は三百十人で六一%でした。自治会別はグラフには示さなかったんですが、北部地区、いわゆる旧揖斐線より北の北方小校下が二四%、そして西小学校校下が一九%、北小校下は二六%、南小校下の南部地区は三一%で、大体町内満遍なく声が聞けたんではないかと思うわけであります。

二枚目の資料は、町内の移動手段を年齢別に見たグラフであります。徒歩、自転車、自家用車、家族の送迎、タクシーと五つの選択項目で聞いたものであります。このグラフから読み取れますのは、自家用車での利用が、七十代を境に一気に減少し、逆にタクシーの利用、家族の送迎も一二%から二三%、三六%へと増加し、徒歩も増加しております。いわゆる高齢者の日常生活における移動が人に頼らなければならなくなるという傾向が出てくるわけでありまして。八十代での移動手段は、三二%の方が自転車と答えておられます。私の母も八十代であります。安全と危険の隣り合わせの自転車に今乗っておるわけであります。

三枚目は、あなたの家の近くにコミュニティバスが運行されたら利用されますか」の質問に対しての年齢別グラフであります。六十歳未満の方は、毎日利用する人〇%、週一回以上の利用を含めても二三%しかありません。わからない人を除くと、毎週利用する人二二%に対して、利用しない人が七八%になります。これが六十歳以上になりますと、二割近い人、一八%が毎日か一日置きの利用で、週一、二回を含め、毎週利用してみたいなあとお答えになった方は半数近くの四六%にも上り、わからないを除くと、全体の七三%の人が利用したいというふうに答えられています。

ここで考えられる点は、六十歳未満の多くの人は働いている人

であります。平日、日中、コミュニティバスを利用する機会、必要がないわけでありませう。しかし、現在、六十歳未満の人も当然ながら年をとれば六十歳を超えるわけで、いずれ退職や引退をされるわけだ。というわけで、現在利用しないという人も、将来はコミュニティバスを必要とするニーズは必ずや高まるものと思われませう。

四枚目の資料は、町内でよく使う施設の年齢別グラフであります。このグラフで、町内の人や物の流れを読み取ることができませう。ではないでせうか。アピタ、トミダヤ、役場、郵便局、婦人の家、老人福祉センター、病院、農協、銀行の各種金融機関、生涯学習センターなどの施設で、高い数値、利用が目立っております。六十歳以上で利用が多かった婦人の家では、平成十九年度一万四千百七十六人の利用で、健康センターは一万四百八十四人、老人福祉センターの利用は一万九千四百六十八人と、本当にたくさんの方が利用され、町民にとってはなくてはならない施設になっておるんではないかと思われませう。

ただ、どの施設も天候に左右されまして、雨天時の利用率は二割ほど低下しておると聞いております。天気が悪い日でも、家に閉じこもることのないような足を確保することも必要だということに思っております。

町外の病院等に目を向けてみますと、市民病院、岐阜中央病院等の利用が目立ちます。岐阜中央病院の平成十八年度入院、外来患者の北方町民利用者のデータがございます。入院は二百二十二人、外来は千六百八十二人、対人口利用者比率では入院が一・三％、外来が九・四六％です。他の市町の利用と比較してみますと、岐阜市民の利用率は、入院が〇・二六％、外来が一・四七％、本巢市民では入院が一・四四％、外来七・四二％、瑞穂市民に至

っては、入院が〇・四八％、外来が二・三六％と比較してみますと、北方町民の利用が突出しております。お年寄りの外来、付き添い、介護、お見舞い等の利用は、公共交通がないため、私の周りにも、やむなく少ない年金の中からタクシーを利用しておられる方が多数おられます。

次に、五枚目の最後の資料は、コミバスの運賃、幾らなら利用しますかの質問であります。運賃百円が三分の二超の六八％と圧倒的で、他の市町の場合を考えると、適切ではないでせうか。足代百円ぐらいが身近な足として考えられるのではないかと思われませう。

ここで、コミバスアンケート調査をもとにまとめてみますと、コミバスを必要とする年代は、六十歳代以上で利用したいとしている人が全体の七三％にも達し、公共施設、商業施設、各種金融機関、町内外を巡回する乗り物、いわゆるコミュニティバスの導入が必要であると確信をいたしました。

高齢者が受け身でなく、みずからの力で自由さ、自発的意識の高まりで外出をし、閉じこもることもなく、生涯社会にかかわることが家族、地域、町にとっても必要ではないかと思われませう。

ここで町長に御質問をいたします。この五百七人町民が示されましたアンケート調査の結果につきまして、客観的、また主観的に見て、どう思われ、どう感じられましたでせうか。

二つ目の質問は、地域公共交通の活性化及び再生に頑張る地域を応援してくれる制度、具体的にはコミュニティバスの実証運行事業の二分の一の経費を補助してくれる国土交通省の地域公共交通活性化、再生総合事業を活用して、創意工夫して、自主的な取り組みを促進していこうという考えはございませんか、お聞きしたいと思ひます。

続きまして、二つ目の質問をいたします。地デジ問題でござい  
ます。

二〇一二年七月二十四日、この日はどういった日でしょうか。  
御存じでしたでしょうか。三年後の今ごろは、ひょっとしたら大  
きな社会問題になっておるかもわかりませんが、今、盛んにテレ  
ビ、新聞等でユマーシャルを流しておるわけでありますが、現在  
の受信テレビ電波が、ベリー・ハイ・フリーケンシー（VHF）  
からウルトラ・ハイ・フリーケンシー（UHF）に変換され、い  
わゆるアナログ放送からデジタル放送に切りかえが行われる日で  
あります。多くの既存のテレビ受信機、一部受信設備（アンテナ  
を含む）が使用できなくなり、既存のアナログテレビにはデジタ  
ルハイビジョンのチューナー、UHF地上デジタル放送受信アン  
テナが必要で、テレビが教台設置されている家屋では、分配機器  
ブースター機器が必要となるケースもあり、それに伴う対応機器  
購入費用は数万円から十万円を超えるケースも考えられます。

私たち視聴者にとってはほとんどメリットがない国の施策であ  
ります。国は、デジタル放送への完全移行を達成するため、生活  
保護世帯など低所得者がデジタル対応機器を購入する際の財政的  
支援やビル陰などによる電波障害対策のため設置をしております  
共同受信設備のデジタル化支援などに、今後三ないし五年間で二  
千億円を予算計上する予定であります。

ここで、デジタル放送への完全移行の前に、私たち町民にかか  
わる質問をさせていただきます。

まず一つは、中電の共聴アンテナの地デジ対応への変換につい  
てであります。

北方町のほぼ全域にわたって、高圧鉄塔による電波障害のため、  
タベケ池公園の一角、そして又丸の一角に共聴アンテナが上げら

れ、受信増幅機、ケーブルによって各家庭へVHFを送信してお  
るわけですが、二〇一二年七月二十四日をもって、この共  
聴アンテナはその役割を終えるわけであります。

中電系列会社シューテック調べでは、本年三月末、共聴アンテナ  
受信世帯は、北方町で三千七百五十九世帯に上っております。共  
聴アンテナVHFからUHFアンテナに変換することによって、  
景気が失速する中、公的負担額の増加、年金、社会保障制度の崩  
壊しつつある、そんな中で、地デジ変換への経済的負担を少し  
も減らすことができ、また電波障害対策にも大いに効果をもた  
すのではないのでしょうか。

東海総合通信局でお聞きしましたところ、全国で共聴アンテナ  
の地デジ対応への変換について、いろんな動きがあるそうであり  
ます。東京電力管内では、既に二、三の自治体で受信設備の無償  
譲渡が行われるという事例があり、今後も次々とそういったこと  
が出てくる自治体があるんじゃないかと言っておられました。

北方町民みんながスムーズに、少しでも負担なく、地デジ放送  
へ移行できるように、受信設備の無償譲渡を含め、早急に関係各  
所とお話し合いをしていただきたいと思えます。残り、あと三年  
であります、三年はあつという間に過ぎてしまうような気がい  
たします。

関連しまして、もう一つの質問は、俵町地区の一部において、  
映像が、ゴーストではなく、全く映らないという電波障害が発生  
をしております。ハイタウンの高層ビルが影響しておるのかどう  
か、私にはわかりませんが、そのような実態を把握されておしま  
したか、お聞かせをください。

それでは、三つ目の質問になりますが、名鉄揖斐線の跡地につ  
いて質問をいたします。

平成十七年三月三十一日で名鉄揖斐線は廃線となりました。鉄道の道として役割を終えた線路は、あるところでは草に埋もれ、切断されたレールは赤さびて横たわっております。伊自良川、根尾川の橋梁は落とされ、旧忠節駅の跡地には新たなショッピングセンターが進出をし、線路跡は駐車場になり、大変貌の様相で、かつてここに駅があり、プラットフォームがあり、電車が行き交っていたというセピア色の景色はみじんも感じることはありません。北方町においても、糸貫川にかかる橋、PC橋梁の撤去工事が始まり、まくら木、レールの撤去工事もあわせて行われており、旧美濃北方駅も駅舎だけが取り残され、もう二度とこの地を鉄道が走るということは私たちの世代においてはあり得ないのではないかと思われます。

人や物の流れを請け負っていた鉄の道、北方町に多くの恩恵、繁栄をもたらしてくれた鉄道ではありませんが、使命を終えた鉄の道は今では無用の長物で、町を南北に分断し、町の発展の妨げになっております。

そこで、廃線跡地、糸貫川旧堤防道路からグリーン通り、岐阜市境まで東西に貫く道路として活用することを御提案いたします。

現在、加茂町、増屋町、戸羽町、梅野町、俵町など、西町では道路幅が二メートルから四メートルと大変狭く、車社会の中、日常生活にも支障があると思われる、広い生活道路が必要だと考えられます。東加茂地区でも同様で、道路幅が狭く、新しい道につなげば、交通安全、利便性が増すものと確信をいたしております。また、新町、森町では、旧揖斐線の南には道路が一本もなく、エアポケット状態になっており、この東西道路が一本できることによって土地の資産価値を高め、有効な土地利用ができ、ひいては町にとっても大きな資産になるのではないのでしょうか。朝日町の

南東には、ミニ開発をした分譲地が行きどまり状態で多数あり、そういった行きどまりの道路を結ぶことで、区画整理事業と同等の効果があるのではないのでしょうか。

平成十三年九月三十日に廃線になりました黒野・揖斐間の旧揖斐線跡地は揖斐川町が平成十五年に購入をいたしました。跡地の長さは五・六キロメートル、面積三万四千平米、購入金額一億一千五百万円、平米当たり三千三百八十二円であります。黒野・谷汲間の旧谷汲線跡地、これは谷汲村の分でありますが、跡地長さが十一・二キロメートル、面積五万一千平米、購入金額四千四百万円、平米当たり八百六十二円という安価で購入しております。揖斐川町では、旧揖斐駅から国道三〇三号線のバイパス道路として、二車線で長さ八百メートルの道路をつくり、揖斐駅跡地には、防災面などを含む多目的な地域コミュニティセンター等をおとることとあります。

旧谷汲村では、県道の拡幅道路、遊歩道として活用中でありま

す。旧美濃北方駅から旧北方千歳町駅間六百二十五メートルございます。旧千歳町から旧北方東口間七百五十メートルであります。合計駅間は千三百七十五メートル、岐阜市境から本巢市の境まで、これ全線なんです、これで千九百メートルの廃線跡であります。この千九百メートルの廃線跡の真っ白なキャンパスに町長は何色の絵の具でどのような絵を描かれるのか、お聞かせをください。また、美濃北方駅跡地は大変広く、地域住民に密着した空間、地震、火災など、災害時の避難場所、緩衝地帯とした広場、そして北方西部地区の集会場、コミュニティセンターにも活用されてはいかがでしょうか。あわせてお聞かせをください。

関連しまして、旧揖斐線の踏切についてお尋ねをいたします。

町内の踏切は九カ所設置されておったわけでありますが、そのうち四カ所はレールの撤去後、踏切幅を広げ、改修工事がなされておりますが、残りの五カ所の踏切は未改修であります。このことは、五カ所の踏切がまだ名鉄の占有があるためのことなのか、またどういう事情でなされていないのか、お聞かせを願います。それでは、最後の質問になりまして、柱本地区の信号機の設置でございます。

車社会へ依存が強まる中、本町では交通量が増加するとともに、交通事故も相まって増加傾向が一層強まっております。本町では、ここ五年間の年平均人身事故件数は百四十件、負傷者数は二百人を超え、県下でも、人口千人当たりの死傷者数は十一・二四人で、四十二市町村の中で悪い方から数えてトップクラスであります。

そういった中、三月議会の一般質問で、国道十三号、町道三百二十九号線、いわゆる柱本交差点の信号機設置の要望を交通量調査を添えてお願いをいたしました。その後、町独自で交通量調査を行われましたか。また、その結果はいかがでしたでしょうか。また、平成二十一年度信号機設置要望の優先順位はどのようにお決めになりましたか、お聞かせを願います。

以上で一般質問を終わります。

一、町長 安藤議員におかれましては、相変わらず熱心で、地道な調査活動のもとに、いろいろな御質問をいただきました。心から敬意を表する次第でございます。

まず御提示をいただきましたアンケート結果を拝見させていただきました。改めて高齢化社会での住民の足を確保することの重要性を痛感したところでございます。

こうした数字からも証明をされますように、交通網というものがこれからのまちづくりのいかに大切であるかということを改め

て認識いたしますと同時に、私がかねてお願いをいたしております。バスターミナル構想というものがいかに正鵠を得た発想であるかという証明にもなるわけでございまして、大変励まされたところでございます。とりわけ日常の移動手段が、アンケートによれば、七十歳を超えますと自家用車の利用が激減をいたしました。徒歩と自転車に頼るのが六四%に及ぶという事実は、いかなる言説よりも有効に心に響くものだというふうに思うわけでございます。改めて議員の機動力の強さというものに瞠目させられる次第でございます。

さて、議員は、岐阜市のみならず、瑞穂市や大野町など、この北方町周辺の先進地に足しげくお運びの上でコミュニティバスの導入を求められておるわけでございます。ただいまは、交通網の基本であるバスターミナルの成功が、私といたしましては第一義的な問題でありまして、これが完成の後に、町内の交通網をどのように構築していくかということを考えなければならぬというふうに思っておるところでございます。つまりこの構想の第二幕に移っていくときに、議員の提案などを含めて検討をしなければならぬというふうに思うわけでございます。いろいろもったもな御提案でございまして、お話を一つ一つなげながら拝聴いたしましたけれども、残念ながら、一方で財政の問題もございまして、今お示しのような方向で一つ一つ取り組んでいくことは重要でございますが、北方町自身の体力がそれについていけるかどうか、このことも大変重要な問題、課題であるわけでございます。それから、今後は慎重な上にも慎重を期して、また議員のせっかくの御提案でございますから、その御提案は真摯に、かつ重く受けとめさせていただいて、今後の課題にさせていただきますというふうに思っております。

次に、旧名鉄揖斐線の廃止後の跡地についてのお話でございます。

この揖斐線の跡地の問題につきましては、二十年中に撤去を終了するという以外、正式に私どもの町へ名鉄側から具体的なお話や提案が示されておりません。したがって、いろいろな跡地利用をどうするかという問題がございましょうけれども、北方町の側から、名鉄からアプローチがない段階で動き出すということはなかなか難しいかというふうに思っております。また、名鉄側から具体的なアクションがありましたときに、議会ともよく相談をさせていただいて、対処させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また、美濃北方駅の跡地が面積的にも非常に大きいので、あの地域のコミュニティセンター的なものを中心にした構想はどうかというお話でございました。これは、前の議会でも、そんなような御提案があったわけでございますが、一つの提案としては、大切な提案だというふうに思っております。本年が五次総の期限が終了する年でございまして、いよいよ六次総の策定に入る段階になって、今、その手続を進めておるところでございます。六次総を決定いたします段階で、あの地域のコミュニティセンター等につきましてはどのような方向で進めていったらいいかということを含めて、御検討をいただきたいというふうにいただいまして思っております。

なお、踏切の改修につきましては、北方町内には九カ所踏切が、議員も御案内のようにあるわけでございますが、このうち四カ所につきましては十九年度にその改修を終えたところでございます。残り五カ所につきましては、本年度、二十年度中に改修を完了する段取りで今進めておるところでございます。したがって、本年

の九月ごろまでにはこの北方町地域の九カ所の踏切の改修についてはすべて終了をさせていただきたく段取りになっておるので、御承知をおきいただきたいと思うところでございます。

私から御答弁を申し上げますのは以上でございます。残余につきましては担当課長から御答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

一、総務課長 それでは、私の方から、共聴アンテナ、それから交差点につきましては、答弁させていただきたいと思っております。

まず、中部電力の共聴アンテナに係る地上デジタル放送への対応についてでございますが、昨年度に中部電力の委託先であります株式会社シーテックより、今後の対応につきまして、二〇一一年七月にアナログ放送が終了した場合、中電との委託契約も終了するわけです。現在の施設を撤去する予定と伺っております。

この施設をデジタル放送に対応させまして、引き続きまして視聴するためには、施設の改修を行う必要がございます。受信した電波をそのままの周波数帯で伝送するパスルー方式による改修には、概算で相当な費用がかかるのと試算が出ております。

これらの対応は、いずれもシーテックが所有している施設の引き継ぎを行えることが大前提でございます。施設等の取得について、所有者との交渉が必要になってくるわけでございます。受信施設におきましても、施設のうちの一つは行政区域外にあるという問題も抱えております。また、ケーブルの電柱共架料や電源供給器の電気料金など、毎年のランニングコストにおきましても、概算で年間三百万円を超える費用が必要であるとの試算が出ております。したがって、費用面で恒久的に負担を抱えることとなります。

中電の電波障害対象世帯は、安藤議員が御指摘のとおり、およ

そ三千七百世帯でございます。既に個人でデジタル化に対応するためにCCNに加入された世帯や、御自身でアンテナを設置されまして、デジタル放送を視聴されている世帯があるということなどの現状からしましても、この共聴アンテナ施策を町で行うことが適当であるかどうかを慎重に検討する必要があるかと考えます。町におきましては、引き続きこの問題について、事業の費用対効果も含め、調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

また、あわせてお尋ねの北方住宅、西地区でございますが、俵町地区での電波受信障害についてでございますが、町で把握しておるところにおきましては、平成十七年の三月ごろ、当該地区の住民の方から岐阜県の住宅課の方へ電波障害の苦情がございました。これを受けまして、県が電波受信状況を調査いたしました。この時点で障害が確認できましたので、対策いたしました。CCNへの加入費用と視聴一時金を県の費用で負担した事例があるのと伺っております。

この後、岐阜市上加納山にあります岐阜県域局、それから岐阜市眉山にございます長良中継局が開局されました。電波状態の改善策が講じられているところでございますが、つい最近におきましても、地上デジタル対応のアンテナを個人の方が設置されたにもかかわらず、映像が映らないなどの電波障害に対する苦情が県に寄せられておると聞いております。このため、県では、電波受信状況につきまして早急に調査を行うべく、予算要望をしている旨の回答をいただいております。

いずれにいたしましても、電波障害につきましては、これまでのアナログ放送と同様、原因者の負担で解決していただくことになろうかと思えます。町といたしましても、できる範囲で応援していきたいと考えております。

続きまして、二つ目の御質問、柱本二丁目地内交差点におきます信号機設置についてでございますが、町におきまして、交通量が多い時間帯でございます午前七時から八時までの一時間について交通量の調査をさせていただきました。東西を走ります町道十三号線で車両二百六十六台、歩行者等が五十人、南北に走ります町道三百二十九号線で車両が五十台、それから歩行者が百五十九人の、平均でございますが交通量がございました。

また、昨年度のこの交差点におきます事故件数については、物損につきましては、六月十八日、それから九月十二日、十月十七日、以上三件、人身につきましては九月二日、一月二十二日と二件、人身、物損合わせて、警察に届けられた件数でございますが、五件あったと聞いております。

町では、このような実情を踏まえまして、ことし四月十五日付で、今年度の交差点の設置要望についてでございますが、北方署に対しまして、町内で六カ所の要望をさせていただきました。優先順位につきましては、議員からの要望箇所でもあります柱本二丁目、今、塾がございます。志門塾ですが、通称志門塾先の交差点が一番目、朝日町一丁目交差点が二番目です。三番目につきましては、現在、加茂の土地区画整理区域内、栄町地内の交差点というふうにご今年度の優先順位をつけさせていただきます。その選定につきましては、道路の形態、それから交差点付近の人の動き、また緊急性などを考慮いたしまして決定させていただきます。

いずれにいたしましても、信号機の新設や道路規制につきましては、公安委員会と県警の交通規制課が全域の状況を踏まえた結果の判断でございます。町におきましても、早急にこの場所に信号機がつかますように辛抱強く要望を重ねてまいりたいと考えて

おります。御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

一、二番 安藤浩孝君 今、四つぐらい話し聞きました。一つ、電波障害の件なんです。今、ちょっとお聞きしましたら、既に俵町地区で電波障害があって、CCNに加入をされた。県の方でそういうようなあっせんをされた。それで、加入金と、それから毎月の使用料ですか、NHKの受信料は別として、それもお支払いしていただけるようなシステムになっておるといふふうに聞きました。先ほども総務課長さんからお話がありましたように、私の知っておるところも、当然地デジが映るだろうということ。アンテナを上げて、チューナーをつけて、すべて完了して、さあ見ましようやということ。スイッチを入れたら、全く映らなかつたということ。それで、アンテナの部分とか、今言いましたチューナーとか、投資をされるわけですね、これからされる方は。それで、CCNの方に加入すれば、そういったものが全く不必要になってくるんですね、ケーブルです。となりますと、今後、これからテレビの買いかえ需要が、多分地デジの放送は三年残っています。三年前までにこういうケースが多分多々出てくると思うんですよ。テレビが古いから、もうかえて、アンテナも上げましょう。せっかく上げたアンテナが使用できなくなるといふことで、これ大変困ると思うんですよ。ですから、この前、町の方でマップを配っていただきましたね、ハザードマップ、地震だとか水害だとか。もしそういったものがつくれば、可能ならば、北方町での地区において、こういうような公共施設で電波障害が起きるといふような地図なり、もしくはそういったものを配布していただかないと、今後こういうケースがどんどん出てくると思うんですよ。器具は買ったけど、使えない。さあこの器具はだれがどうしてくれるんですかということが出てきます。

で、早急に一遍、電波障害が出るところと出ないところをはっきり区別してもらって、出るところについては出してもらわないと、こういうケースがいっぱい出てくると思いますので、ひとつ早急にこの話をしていただきたいというふうに思っております。

それともう一件だけですが、柱本の交差点の件ですが、町の方で朝早くから本場に御苦労さまでした。調べていただきまして、ありがとうございます。

私の調査しましたのと、ちょっと歩行者が大分ふえておるんですね。これにつきまして、教育長、五十人ぐらいふえておるんですね。だから、コースがそちらの方へ重点的に通っていたか、ようにされるのか、そういったような指導がされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

一、教育長 登下校に関する問題だろうというふうに思っておりますけれども、この登下校に関する道路につきましては、北方町の交通安全対策として決めておりまして、学校はそれに従って登下校をさせておりますから、特段今年度に入って変わったということはないと思います。以上です。

二、二番 安藤浩孝君 以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

一、議長 次に、日比玲子君。

二、九番 日比玲子君 皆さん、おはようございます。一般質問をいたしたいと思えます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、五項目にわたって、町長に四項目、もう一つは担当課長にお尋ねをいたしたいと思えます。

バスターミナル構想についてであります。

先ほど安藤議員がお尋ねをされました。町長選での公約は、交

通体系を住民主義に、北方町内を走るバス路線を一方所に集中するバスターミナルを設置し、交通体系を真に住民生活と結びつけたものを目指すことを目指すということを書かれていたわけであり、最終的には松村県議と町長とで知事さんに会われて、そして賃借にするのか、あるいは等価交換なのか、あるいは買ってもらうのかという三通りがあったということが示されました。知事まで行ったので、何とかそこで決めたいというふうなことで、賃借の方向でということでも全協の折に話がなされました。

そこで、その借りる費用が年百五十万から二百万円、二千平米借りたということでも、B棟の百年記念通りに面したところでありました。これは、県の住宅課長の話によれば、県の財産条例に基づいて、一〇〇%無償ということはありません、五〇%減額であるとか、この地域は、このことに対しては二五%の減額の対象という話が出されました。年百五十万円としても、十年間支払いを続けるならば千五百万円、町の活性化につながる。先ほども安藤議員が言いましたが、本当に六十歳以上のお年寄りに対しては、これをハブみたいないかにして、コミュニティバスとつないでいくことは大変メリットがあるとは思いますが、その経済的なメリットと町の活性化について、具体的な構想になると思いますが、お話をいただきたいと思えます。

そして、県が出しております資料によりますと、バス路線を一つに集約するということがあります、北方地内には七つの路線があり、百九便走っております。ターミナルの直近では三十便、北方住宅経由で二十一便、計で五十一便、約半分が北方住宅の周辺を通過していることとなります。その百九本をバスターミナル一方所を通過させるというのは大変なことになるのではないかと思

いますが、その集約の可能性と展望について、町長にお尋ねをいたしたいと思います。

そして三つ目は、穂積路線を開設されて、当初十二本ぐらい走っていたと思うんですが、今は半分になっています。前回は質問いたしました、おるときは穂積駅、乗るときは穂積のつくったバスターミナルまで歩いて約五分ぐらいだと思えます。七時台に一本あると思うんですが、北方から来るバスをずうっと見ておりましたが、乗ってくるのは通勤客だと思えますが、大体六、七人がほとんどでありました。これでは乗らないからバスの本数を減らしていく。まさに不便で仕方がないと思えます。何としても乗りおりを穂積の駅にさせていただくように、これは前からの懸案事項でありますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、二番目は、北方警察署の西側の駐車場等の整備についてであります。

全協での町長の報告によりますと、警察の来客用の駐車スペースがないので、町でつくってほしいということで、町としては、予算の範囲内で二百六十万円ぐらいかける。そして、不足をすれば、補正を組みたいとの話でありました。歩道と駐車場十六台を整備する。それは町費でということですが、ちょっとおかしいのではないかと思います。駐車場はほとんど満杯の状態です。昼間は大体五、六台ぐらいしかあいてないですが、きのうの朝の四時台ぐらいですと大分駐車スペースがありました。本当に警察が言うように、職員の駐車場になっていないのか。あるいは家用自動車組合がすぐそばにあるんですが、あそこの職員の方もあの中にとめるということも地域の人は言っているわけですが、私はいか職員の方もとまっているような気がします。

それで、本当に何台駐車場のスペースがあ警察の中にあるのか。職員はどこかでおりて、あそこまで歩くというようなことを言われましたが、本当にそうなのかという疑問を持っています。

そして、バスターミナルをつくらなければならないば、賃借料を県の財産条例に基づいて払っていくわけですが、その建設をするに当たって、県に応分の負担を求めるとか、あるいは賃借料をいただくのが筋ではないかと思ひます。県も北方でもなかなかお金がないわけですので、そういうことをぜひ考えていただきたいと思ひます。そして、法務局も来年の三月いっぱい岐阜の方へ行くわけですので、その跡地利用については考えられたのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

次は、加茂地域に防災コミュニティセンターの設置をというところで、昨年の九月、町議選のあるところでありますが、室戸町長に対して、加茂地域に防災コミュニティセンターをつくってほしいと要望をいたしました。町長は、来年度から六次総合計画をつくるので、検討したいという答弁がなされました。四川の大地震やミャンマーでのサイクロン、あるいは岩手・宮城地震など、また昨日は九州の北部でも集中豪雨など、今、本当に気候の変動期に入っている、あるいは地震の活動期に入っているとわれ、この地域でいつ何が起きてもお本に不思議ではないような気がします。そこで、北方町が出ております防災ハンドブックの新しい改訂版が出たわけでありますが、この地域は避難場所としてはないわけですので、中央はたくさんあるんですけど、南も西部の方もないと言えぬような気がしますので、ぜひとも検討をしていただきたいと思ひます。先ほどの安藤議員の話の答弁では、若干期待できるような答弁でありましたので、ぜひ御検討いただいて、答弁をいただきたいと思ひます。

そしてもう一つの問題は、本巢消防事務組合についてであります。

県は、二十年の三月に岐阜県の消防広域化推進計画をまとめました。目的は、消防体制の充実・強化を目的として、自主的な市町村消防の広域化を計画的かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるといふことであります。この広域化の対象は、消防本部、二十四年度末にこの県の計画に乗ろうとしていたのは、この岐阜地域の中で、各務原を除いての地域が岐阜市を中心とする消防本部にまとまるということであります。そしてもう一つは、大垣の西南濃地域が一つにまとまるということになっております。県内に二十二本部があるそうでありますが、そのうちの十六本部が管轄人口は十万人未満の小規模の本部です。本巢消防事務組合もこれに該当すると思ひます。

現状は、火災の件数であるとか、死亡者数は横ばいであるようでありますが、救急出動や防火対象物が増加傾向にあり、高価な車両、職員の数は充足しておらず、専任化も進んでいないのが現状だとも言われています。

こういったのを何とか打開しようとして進められつつあるのが広域化であります。先ほども言いましたが、県の計画に早速呼応したのが、各務原を除く岐阜地域、そして大垣の西南濃地域、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、一市三町、この二つであります。県は、今後こういった地域を含めて、よそのところもやるように進めていくと思ひます。

ちなみに本巢消防は、人員の充足率は六八・一%、羽島広域で三九・三%、羽島市で五九・四%、山県市に至っては四一・七%、ちよつと岐阜市のことにはわかりませんが、そしてタンク車、ポンプ車は、本巢で八五・七%、羽島で八〇%、羽島郡の組合は一〇

〇%、そして化学車であるとか、はしご車はほとんどのところで一〇〇%です。これは、昨年の消防年報からのものであります。人が不足していることは明らかであります。

そこで、町長はこの本巢消防事務組合の管理者でありますので、当然会議が持たれて決定をされたと思うんですが、これはたしか議会には報告がなかったように思います。これからのことかもしませんが、草の根民主主義と言ってみえるわけですから、報告をしていただきたかったと思います。

それから、広域化をすれば、事務機能、本部機能は岐阜市に集中するので、本巢消防事務組合は支所、あるいは出張所になる可能性があります。広域化すれば、よくなることもあると思います。住民の暮らしや安全を守ることが最も大事な仕事であります。町長は、この広域化について、よいところと悪いところ、どういうふうを考えて、これを推進されようとしているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

そして、議長、先ほどの印刷物を配付していただいてもいいですか。

一、議長 はい、どうぞ。

資料配付)

一、九番 日比玲子君 どうもありがとうございます。

では、最後に、地球温暖化について、新聞、テレビなどで地球温暖化についてはいろんなことが報じられているわけです。この地球温暖化問題のＣＯ<sub>2</sub>を配付させていただきましたが、これは環境省などが出しているものであります。温暖化の原因となるＣＯ<sub>2</sub>濃度がふえ始めたのは産業革命以降二百年ほど前から、気温上昇は百年前から、そして異常だと人間が気づき出したのが一九九〇年前後だと言われています。今、何と〇・七度Ｃ上昇し

ていると言われています。世界では熱波や集中豪雨、干ばつ、巨大なハリケーン、そして日本では、昨日も局地的な集中豪雨、そして熱帯夜、動植物の生態異変、農業や漁業に携わっている人たちには本当に今異変に直面しているわけです。

この原因は一体何なのか。一番の原因は、人為的なものだと言われています。ＣＯ<sub>2</sub>の排出は、自家用車や家庭で約二割、そして企業や公共部門が約八割だと言われています。

では、ＣＯ<sub>2</sub>を一番出すところはどこかといえますと、鉄鋼業、以下、化学工業、窯業、石油製品をつくる場所、パルプ、そして電気ということだそうであります。日本は、京都議定書に批准をし、二〇〇八年から二〇一〇年にかけて六%削減することを批准いたしました。しかし、六%どころか、今や逆に六・二%もふえていて、一・二%削減をしなければならないことになっていきます。

そして、ようやくさっきのＣＯ<sub>2</sub>にもありますが、環境省は、十八日、地球温暖化への日本の影響とその被害を抑える適応策をまとめて、報告書を公表いたしました。

そしてまた、七月には洞爺湖のサミットが開かれるわけですが、期待をするところがあります。

そして、環境省が自治体に義務づけている実行計画の策定市町村はわずかに三七%、それを推進しようとして計画しているところは、わずか全国で六十市町であるそうです。

そういう中で、いろんな自治体で今取り組みが行われています。

まずその一つ、滋賀県の野洲市の事例を紹介したいと思います。ここは、エコサンサンプロジェクトというのをやっているそうです。ありますが、地域通貨を活用した自然エネルギー導入と市民参加

型の里山保全活動であります。自然エネルギーの取り組みは、市内のNPOと行政が連携して、一般市民から一口千円、公共施設などに太陽光発電を設置していく運動です。資金を出した市民には、市内百五十の加盟業者で使用できる地域通貨、一口当たり千百円分、これは数%分を現金のかわりとして使用できるということとであります。今現在、そうした形で進められて、小さな発電所が現在二基、これから三基目をつくろうと予定をされているのであります。こうすることによって、地域の環境や社会、経済も元気になる。市民の目にもエコをやっているというところが見えやすとも言われています。それには多くの参加と協働がなくてはできないこととあります。これは野洲市の一つの事例であります。

さて、目を北方に転じてみますと、北方町でもいろんなことをやっているわけでありまして。町としては、ごみの分別収集や二十八度Cの室温を守る。それから、小学校の太陽光発電、あるいは牛乳パックや廃品回収などを婦人会で一生懸命取り組まれているわけでありまして。そして、七月からは買い物袋が有料化をされます。そして、個人としては、雨水をためたり、あるいは小まめに消灯する、プラグを外す、こういうことや、またマイバッグ運動などもあるわけですが、個々にそれぞれやっているわけでありまして、町として、かつてオイルショックのときにノーカーデーとかいうのに取り組まれたことがあると思いますので、ノーカーデーに取り組むとか、あるいはまた、週に一回はきちっと定時に帰るとか、そしてまた、住民を巻き込んだ野洲市の例ではありませんけど、そういったプロジェクトの研究をすることや、またできることから始めることがとても大事なことであると思います。

私の田舎は、日本の三大砂丘と言われていた吹上砂丘の北の端に位置しています。この間も帰ってきましたが、本当に砂浜がい

っぱいあったのですが、もう数年前からその砂浜は消えてしまつて、もう家の間近まで波が打ち寄せてきて、消波堤といひますか、テトラポットが置かれている。五十年たったら、もう家はなくなつてしまふのではないか。限界集落も含めて、本当にそういうのを感じているわけとあります。

あのガガーリンが月に行ったときに、「地球は青かった」と言いました。本当に私たちは次の世代に青い地球を残すためにも、まずできることから一歩を踏み出すことがとても勇気だと思ひます。なかなかこのまちに住んでいますと、地球温暖化の影響は感じられないのですが、田舎であるとか、あるいは農業をしている方、いろんなところで少しづつ私たちの目に映るようになってきました。町としても、確かにレジ袋の有料化、進んでいると思ひます。しかし、まだほかにもやるべきことがあると思ひますので、少しでも、今、事例を申し上げましたが、進んでこうした問題に取り組みをしてくださるようお願いいたしたいと思ひます。

一回目の質問を終わります。

一、町長 それでは、議員から御質問を私に対していただきました部分について御答弁を申し上げて、それ以外は所管からお答えをすることとさせていただきます。

まずバスターミナルの問題について、それと関連をして三点御質問をいただきました。

バスターミナルを建設することによって、町にとって経済的なメリットや、あるいは町の活性化にどういふ影響があるかというお尋ねのようございました。

私がバスターミナルの設置を思ひつきましたそもそのスタンプ点は、議員が今御質問されました視点は実はございませんでした。つまり、これによって経済的に北方町がどういふ影響を受け

るかということの視点は、実は頭の中にはございませんでした。広い意味ではあると思うんですね。大勢の人々の流れがこの町にできますれば、あるいはそれによって購買力が培われるかもしれないし、あるいはあるいは町が活気づくことによって、住民の皆さん方の士気が高揚するということがあるかもしれませんので、広い意味では、経済効果というのにはあるいはあるかもしれませんけれども、じゃあバスターミナルを設置することによって、目に見えてどういふことがあるかということまでは思いをいたしておりません。

くどく申し上げて恐縮でございますが、私は、大きく申し上げて、このバスターミナルの構想の主な理由は二つというふうに分では認識をさせていただいておるわけでございます。

一つは、何といたしても、議員もお話のように、七つの路線がこの小さな町の中を走っておるわけでございますから、せっかくこんなにも多くの路線が走っておるのに、もう少し住民の皆さん方が利用しやすい体系にこのバス路線というのはするべきではないか。特に高齢社会になりますから、お年を召した方々がもう少しわかりやすい路線というものをつくり上げる必要があるんじゃないか、こういうことをまず一番大切に思ったところでございます。

そうするためには、この七つの路線を一カ所に、バスターミナルという形に集約することによって、その場所へ行けば、どれかの路線に乗って、岐阜へ、あるいは穂積駅へ行けるといふ形にすることが住民の皆さん方の交通面での利便性を図ることになるのではないかとこのように考えたからでございます。

したがって、大勢の皆さん方がそのことによって、またバスを利用する頻度というものが上がってくれば、バスの経営上も、

あるいは今、町が負担をしておりますような負担部分も軽減をされることになるのではないか。こういう発想がそもそのスタートでございます。

もう一つは、御案内のように、我が国は物すごいスピードで少子・高齢化の時代に突入をしておるわけでございます。事のよしあし、あるいは好むか好まざるかは別にして、高度成長期の一九五〇年代は、都市の中心部から住民がその周辺に移動をする、「トーナツ化現象」というような言葉も使われましたけれども、そういう時代から、今度は周辺から、「僻地」という言葉を使っただけではないかもしれませんが、そういうところから、生活の便利さを求めて、都市部に人口が流入をしてくる、こういう現象が必ずあらわれてくると思っておるわけでございます。

現在、既に「限界集落」などというあまりうれしくない言葉が使われておりますように、どんどんどんどんと田舎から、生活の便利さ、生活のしやすさを求めて、住民が都市部に移動をしていくときがやがて来るのではないかと。そのときに、県都であります岐阜市と北方町にとりましては名古屋が通勤圏になるわけでございますから、そこまで住民移動が行われないように、北方町でその住民移動を食い止めることが北方町が残れる道ではないかという発想に至ったわけでございます。

そういたしますには、どうするか。いろいろな福祉政策を中心にして、そういう政策で競うことも必要でありましょう。もう一つは、やっぱりこれからの時代でございますから、住民の足をいかに守って、交通の便利を求めていくかということになるわけでございまして、幸い岐阜市へは二十分か三十分でバスに乗っても到達ができますし、ここから穂積へは、これもまた十分かそこらで到達ができて、名古屋へ通勤ができるという、まさに通勤圏に

あるわけでございますし、北方町というのは、御案内のとおり大変小さな町でございますから、その基本的な町の形態というものは、ベッドタウンということに結局なるわけでございますから、そういう状況をつくる、環境をつくり上げることが大事である。この二点で、バスターミナルをしっかりと、北方町内の交通網というものをしっかりとしたものにしていかなければならないかという発想からでございます。

したがって、今、議員が経済的効果はどうなんだとおっしゃいますが、私のそもそもの発想の視点は、くどいようですがございますが、経済効果を求めてこのバスターミナル構想を発表したわけではございません。申し上げました二点についての角度からバスターミナルが必要である。そのことが多くの住民の皆さん方が求めていらっしゃる、それにこたえる道であると考えたゆえんでございます。

もう一点、バスの路線、その七つが集約できるのかどうかというお話でございます。これは、それを願ってバスターミナル構想というのが出てきておるわけでございますから、それができなければターミナル構想などというのは無意味なものでございますから、私は全力を挙げてその実現のために努力をしたいと思っておりますし、私が町長に就任をさせていただきました早々の二月に岐阜バスの本社に出向きまして、その構想はしっかりと説明をさせていただきます。応対をしていただきましたのは、陶山社長、今度は交代になりましたけれども、社長さんを初め、常務さんや取締役、そうそうたる顔ぶれでお迎えをいただきました。私の説明に一つ一つ大きくうなずいて、いい構想だというお褒めの言葉もいただきました。御協力をいただける旨の感触を得ておりますので、岐阜バスもこの話がしっかりと煮詰まって、バスターミナ

ルの建設の段階になれば、改めてもう一度御説明をして、この路線が一つのバスターミナルに集結ができるように配慮していただきたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、穂積駅の乗車場の問題について、私は、大変恐縮でございますが現地を全く知りません。しかし、議員のかねがねお話を聞いておりますと、北方町へ帰ってくるにはあのバスの乗車場では大変不便であるということはお聞きをして、理解をするわけでございます。ただ、残念ながら、その支配権といえますか、権利は瑞穂市のものございまして、その瑞穂市の土地や、あるいは構造物を私どもの立場からどうせよというようなことを申し上げる資格も権利もございませんから、せっかくの議員の申し出でございますので、また瑞穂の市長にお会いする機会も多々ありますので、その機会を利用して、こういう意見がありますよというお話は伝えさせていただきますが、この場でお約束をできないのが残念でございます。

それから、北方警察署の駐車場の問題について、大変気持ちの上では御理解のできると思いますか、感情として、そういう気持ちにおなりになっていただけることは、ある意味理解ができるわけでございます。つまり議員は、バスターミナルは県が有料で貸すのに、県の駐車場を確保してやるのに、県が何もせんではおかしいやないかと。少しは賃借料なり何なりをいただくべきではないかというお説だと思えます。しかし、これは、ちょっと誤解があるのかと思えますけれども、あの西側の駐車場に確保いたしましたのは実は河川敷でございまして、北方町に所有権があるわけではございません。県の河川課が管理しておるところでございます。まして、あそこに駐車場をつくるにつきましても、河川課との間に一度ならず、二度三度交渉を重ねて、やっと少々御了解をいた

だいた経過があるわけでございます。

なぜ工事費まで北方町が負担をするのか。これは全協の折にも、その旨御説明をさせていただきましたけれども、北方警察署自身も、一方、多くの北方町の住民の皆さん方が警察へは立ち寄りたいたい。つまり駐車場が全くないので、行っても車をとめるところがないではないか。何とかならんかというような要望も、また私どものもとに寄せられておることも事実でございます。これはやはり警察という公共の施設でありますので、今のような状態をいつまでも放置することは好ましくないと考えまして、何とか駐車場の確保をしたいということを考えました結果、あの地にあの形で確保することが最も手っ取り早くて、御了解がいただけることではないかと考えまして、ああいうことになったわけでございます。

実は、あの警察の庁舎の庭にとめられます駐車の台数は三十九台の余裕があるわけでございますけれども、そのうち、公用車、警察のパトカーとか、そういうようなものが二十七台、これはどうしても緊急の場合に対応するためにとめられております。そういたしますと、残ります余裕は十二台しかございませんので、行きましたも、絶えず駐車場所がないということのようでございます。常時満車の状態でございます。

今、署員がとめておるではないかというお話がありました、詳しくは私も一々点検をさせていただいておりませんけれども、警察の方にお聞きをいたしますと、今、大体北方警察署の署員がマイカーで参ります台数は九十三台というふうにお聞きをさせていただきました。そのうち、署内の駐車位置以外のところに窮屈にとめて、例えば署長の官舎の前とか、そういうところにとめて、何とか急場をしのいでおります台数が五十七台だそうでございます。

す。残りの三十六台というのは、例えば本巢市の上真桑地内に公園があるそうでございますが、その公園の駐車場にとめさせていただきます、そこから警察の本署まで、徒歩でか、自転車でか、私、知りませんが、来ておると。あるいは小柿の官舎の駐車場を利用して、そこから来ておるというような説明でございます、機動力を最も大切にしなければならぬ警察としては、まことに不本意な状況にあるわけでございまして、そういうような状況を少しでも解消がそのことによってできたらいいのではないかと、うふうに思った次第でございます。

そして、これはちょっと余談になるかもしれませんが、警察署長が瑞穂の市長や、あるいは本巢の市長などにもそういう要望をされております。隣に休日診療所がございまして、あれ、相当老朽化しておるわけでございますけれども、何とかあそこを貸してもらえないかというふうなお話もあったようでございまして、広域連合のときに、ある首長が、ちょうど療育センターを今度政田の方に建て直しますので、あの敷地に休日診療所を移転して、警察の駐車場に使ってもらおうじゃないかという御提案がございまして、私は強く反対をさせていただきます、休日診療所が、建物は古いけれども、今の位置にあるということは、旧本巢郡の位置としてはちょうど真ん中であって、皆さんが利用しやすいし、北方の住民感情からしても、今、早急にそういう措置をとるということは余りにも問題が大き過ぎるのでやめてほしいということ強く要求いたしました、今のところ立ち消えの状態でございます、この問題が一つ。

それからもう一つは、あまり警察署の駐車場が今のまま放置をいたしますと、あるいはひよっとすると、いつかそういう事態がございましたけれども、ほかの市に警察署を移転させようという

動きが出てくるのではないか。私どもにとっては、できるだけ警察は北方町のあの位置に置いていただくということに、北方の住民としての意味のあるところをごさいますから、そういう動きが起きないような手だてをしなければならんと考えて、北方警察署が今の位置で存置し続けることを追求することが大切ではないかと思つて、そういう方策をとらせていただいたわけでごさいますので、お気持ちはいかがでしょうか、ぜひ御賛同いただいて、御協力をいただきたいと思つ次第でごさいます。

それから、加茂地区に防災コミュニティセンターをぜひつくれ、その必要性をお説きいただきました。なるほどと思つておるわけでごさいますけれども、先ほど安藤議員にも御答弁をさせていただきますましたように、大変これも大きな課題でごさいますので、六次総を査定させていただきましたときに、議員の御指摘を大切にしてい、何とかその方向が見出せないかどうか、検討課題にさせていただきますたいというふうに思つておるところでごさいます。

それから、本巢消防の広域化の問題について御質問をいただきました。

簡単に言いますと、御質問の趣旨は、一方的に進めずに、もう少し意見を聞くように。これ住民の意見という意味とお受けをいたしましたけれども、そういう御指摘でごさいます。

もちろんいずれかの段階では、住民の皆さん方にも説明をさせていただきますただかなければならんかもしれませんけれども、これはそのことによつて、賛成・反対の議論をする性格のものでは、率直に申し上げて、私はないと思つておるわけでごさいますね。どんどんといふような事件が起きてくるわけでごさいます、それに対応するためには今の消防署では不十分でごさいます、やっばりもう少し広域的な対応をする必要がある。

議員、今、お調べのように、本巢消防そのものについても非常に設備、その他について不満足な状況でごさいます、それを更新するといふようなことになりまして、莫大な金がまた必要になつてまいりますし、無線については、これもやはりデジタル化が図られるわけでごさいます、これなどについても相当な費用が必要になつてまいります。

それから、署員の充足率、議員がおっしゃつたとおりの状態でごさいます、これはお話のように、どこの消防署も似たり寄つたりで、定員数を一〇〇%確保しておる消防署はないわけなんです。予想されるような東海沖等の大地震が起きたときには、やっばり小さな消防署が単位でやっておりますとどうしても対応におくれが出てまいりますから、私はやっばりこの消防署の広域化というものは積極的に推進するといふことの方が、地域の住民の安全を守るためには、むしろ必要なことではないかといふふうに思つておるわけでごさいます。

幾つかのメリットもごさいます。そして、そのことを少しばかり調べてまいりましたけれども、あまり長くお話ししてはいけませんから、その程度にさせていただきます。

それからデメリットはどうかといふお話でごさいます。これ、いろいろ考えても、私、あまりないと思つておるんですね。強いて私の頭の中で、デメリットらしきものを上げますと、それぞれの市町の消防団との連携が、広域化することによつて、あるいは薄らぐことがあるかもしれない。今のようによつて、あるいは薄らぐといふような関係の密接さ、濃密さといふのは、あるいは薄らぐかもしれないといふふうに思つておるわけでも、これは今後の対応の仕方によつて幾らでもクリアできる問題でごさいますから、デメリットといふほどのことではないかもしれない。そんなふうと思

っておるわけでございます。今後、議論を進めてまいります上で、ぜひ議員の方からも、こういう不都合があるのではないかという御意見がありましたら、お聞かせをいただければありがたいというふうに思っております。

以上が私にいただきました御質問かと思いますが、不十分なところがありません。また後ほど答弁を加えさせていただきますが、私からの答弁は以上にさせていただきます。ありがとうございます。

一、参事兼都市環境農政課長 それでは、日比議員の地球温暖化についてということで事前の通告をいたしております、具体的な事例をお答えくださいということございましたので、その辺に限って御答弁を申し上げます。

まず、岐阜県が地球温暖化に対して、いろいろ資料をまとめて、統計を持っております。それによりますと、一九九〇年と二〇〇四年の各産業界等の二酸化炭素削減量ですね、そういうものを比較しておるわけですけど、そういう中で、一番削減が進んでいないのは各家庭からの削減量だということで、逆にこれが五八%ほどふえておるような状況だそうございます。

そういう資料がございまして、それに基づいて、まず家庭からできることはどういうことかということがございましたので、町としましては、御承知のように、町内の事業者、アピタ等々、それから消費者団体の方、それから町と岐阜県におきまして、レジ袋の有料化に関する協定を結ばせていただいております。これは県内で、御承知のように四番目の速さで結んでおります。七月一日から有料化がスタートするというところで、これについても、温暖化の対策の一環として積極的に取り組んでおります。

それから、町としての具体的な取り組みでございますけど、去

年の六月の定例会でも福井議員からこの問題についてお尋ねをいただきました。その中で御紹介をしたのが、南小学校の太陽光のパネルの設備ですね。こういうものを導入したり、上水道緊急整備、給水設備の照明、これもそういう形の太陽光パネルの設置をしたりしております。

それから、当然議員も御承知のように、公共施設での昼休み、これについては電気を使わない。消しようということ、消灯したり、再生紙を利用する、それから印刷によってミスがあったものはもう一回再利用するとか、裏紙を使うとか、それから冷暖房の設定温度を下げるとか、そういう形で現在取り組んでおります。

それから、資源の再利用ということで、議員もお話であるようにごみ分別の徹底とか、古紙類の集団回収に対する奨励補助金、それから家庭用の生ごみ処理器購入助成金、こういうものを交付金として制度を持っております。

それと、さらに、本年度から家庭で出る廃食用油、こういうものを従来までは年二回ステーション回収をしておりましたけど、本年度から、改めてリサイクルセンターに持ち込んでいただいても結構ですということ、新たな対応策を考えて、実施をしておるところでございます。

それから、町民皆様の具体的な取り組みとしましては、県でももったいない運動ということいろいろやっております。毎月八のつく日はノーカーデーにしようとか、ノー残業デーにしようとか、マイはしを持って、お出かけのときはそれを利用してくださるか、こういうものをやっておるわけですけど、もう一つ具体的に言いますと、各家庭での電気の使用量を少なくするには、主電源を切ったり、使っていない家電製品のコンセントを小まめに

抜いたり、それから冷暖房、お話ししましたように冷房は二十八度、暖房は二十度ということで設定をすることによって対応ができるということ、これ以外にもいろいろ取り組み事例がございます。

このような事例を、具体的に町の広報紙とか、定期的に発行しています環境日より、こういうものに御紹介をしまして、皆さんにこの問題についてもっと関心を持っていただけるようなことを二層取り組んでいきたいということを考えております。

地球温暖化問題についての御答弁いたします。よろしくお願います。

一、九番 日比玲子君 町長から御答弁いただきましたが、北方警察署の西側の歩道と駐車場スペースを十六台つくるということですが、確かにそういう理由はあると思うんです。北方地内から法務局もなくなる、N T Tもなくなって、建物はあるんですけど、どんだんなくなっていくと、活性化とか、いろんな意味では確かにそうだと思うんですけども、ある人が言っていたんですけど、ひよっとして警察が行ってしまうで、町が金を出さずじやないと言われたんです。ああそういう考えもあるのかなあとふっと思っただんですけど、もしそういうことであれば、瑞穂に行くのか、本巢に行く、大きくなってきているので、そうやったら、そんなこと無理かもしれないんですけど、北方がこれだけやってやるので、北方から当面か当分か知りませんが、出ていかないような一札を入れるとかいうことはできないのかどうかと思いますよね。確かに二百何十万円といったら、行革でみんな切ってきておるところもあるわけですので、県も今年度予算で五百億円不足するということ、いろんな形で行革なんかなされているわけですけども、じゃあ北方に二百六十万円なりお金があったら何ができるか

ということを考えたときに、もう少し建設費をもらうとか言えば納得できるのもあると思うんですけど、確かに北方の警察署の九十三人の職員が車で来ても、スペースがないということで、いろんなところに置いて、歩いてくると言われましたけれども、現実、日中はほとんどとまっていますよね。公用車は東側の方に公用車と書いてあるし、普通のお客さんが来るのが、本主に六、七台とまればいいスペースがあるんですけど、若干職員がたくさんとめておるような気がしてならないですね。けさは、もう朝四時台はごそっと正面玄関の方には車がなかったです、やっぱり来客用のスペースを駐車場に持っていくのではなくて、職員がそういうところにとめるとかして、お客さんを正面玄関の駐車場に持っていくことも大事じゃないかと思えますので、これはもう一度、私は警察署と詰めていただきたいと思えます。自家用自動車組合も、もうスペースはないので、一台ぐらい警察のスペースにとめて、仕事に行かれるというのを見ている人が私に話をしましたので、そういうことで、ぜひもう一度一札とることや、やっぱり応分の負担を少しでもしてもらえば納得できるんじゃないかなと思うんですね。

それから、防災コミュニティセンターについては、六次総を今後つくっていくわけですけども、確かに美濃北方の駅とか、あるいは法務局の跡地とか、公園の中にはつくれないとか言われたんですけど、加茂町のお年寄り、高齢化率も大変上がってきていますので、やっぱり地震のことを考えるときには、もうそこから動けないんですね。この間の宮城や岩手県地震でも余震が来て、動けない。どこまで行けるかといったら、うちの場合は、きらりとか、そういうところまで歩いていけるか、お年寄りは大変難しい問題ですので、身近なところになちよっと身を寄せるところを

ひと六次総の中に入れていただくようにお願いしたいと思いません。

あと、バスターミナルのことについてはいろいろ聞きました。何度も聞いていますけど、やっぱりこれだけの百九本も一本にまとめるのは至難のわざだと思っていましたので、県はあそこに住宅をつくらぬ方向ですよね、いろいろ聞いていますと。そうすると、民間に売ってしまう可能性が多分にあると思って、町が借りてくれや、その分お金が入るわけですから、多分いいんじゃないかなという感触を私は得てきましたので、そういうことで、どういふふうになるかわかりませんが、ある程度の疑問はその件については解きました。

警察のことは、やっぱりいまだにちょっと心配があります。その点についてと、再度、加茂地域、西部地域にコミュニティセンター、防災を含めたものをつくってほしいということ、もう一回お願いしたいと思えます。警察のことだけ、お願いします。

一、町長 いろいろと御心配をいただきまして恐縮でございます。ただ、警察の問題が、どこかへ移るとか移らんとするのは、私が今の情勢を見ておって、そういう危険性があると。あまり冷たい対応をしておると、どこかほかの町は土地がいっぱいあるので、ちよつど県事務所のことを思い出したんですけれども、土地も用意して、どうぞと言われたら、またややこしい問題になるので、そういうことを配慮したということでございます、警察から、それがなかったら出ていきますよと言われたわけでも、他の市町がうちへ来てくださいますよと、今の段階で勧誘しておるわけでもありません。したがって、念書ぐらいとったかどうかというお話でございますが、この辺は少し大人の対応をさせていただきたい。夢よさとれ」でお互いが理解できるような関係の方が、

あまりとげとげしく対応するよりもいいのではないかと。時代がこういう時代でございますから、どういう側面があらわれるか知りませんが、当面はそういうことで、一生懸命北方町の誠意も見せる。警察も、そのことによって利便性が図られるということになれば、この問題はおのずから解決の方向に向かうのではないかと、思っておりますので、お願いします。

それから、警察官の車両がとまっておることですか。ちよつと申しわけありませんが、現状を私自身が把握をしておりますが、その点については、できるだけ警察にもそういうことのないように、お客様優先で駐車場を確保できるようにしていただく。運用面でございますので、そういうお願いはさせていただきます。たいというふうには思っておりますので、お願いします。

一、九番 日比玲子君 本巢消防事務組合のことですが、広域化することによって、地域のあの周辺の人たちは島消防署を見ているわけですよ。ひよつとして、今の段階では本部機能を移すということですので、本巢の消防事務組合から本部機能がなくなると、出動部隊だけ残るということになって、今の段階ではそういうふうですけど、将来的になくなってしまふのではないかと、すごい不安があるんですよ。話し合いを詰めていく中で、ある程度はつきりした段階で、今の段階ではこういう形になりますよとかいうことを出していただく大変ありがたいと思うんですが、なくなってしまうんじゃないかという不安があるんですよ。そうすると、島消防から来ると、どえらい時間がかかるじゃないか。三百三号線、込んでいるんじゃないかというのがありますので、それを解消させるためにも、ある程度こういう形になりますよという事は出していただきたいと思えます。

一、町長 事はやっぱり消防の問題ですから、今、議員がおっしゃるような心配が住民の皆さんにあれば、これははっきり払拭をしておかなければならないと思いますけれども、現在の段階では、広域化されても、そういう合理化をやるという話は今のところ私どもは聞いておりませんし、それから、早くから消防法の改正があつて、広域化するんだという話は世間には伝わっておりますけれども、内部的な事務作業としてほとんど進んではないんです。まだ総務課長クラスの事務的な会合が二、三回開かれた程度でございます。私は本巢消防の管理者でございますけれども、管理者に具体的にどうこうという話はありませんし、こういうことで相談をしたいという呼びかけがあるわけではございませんので、まだ二十四年でしたか、日にちは迫ってきておりますけれども、具体的な作業はそのようには進んでおりません。したがって、今御心配されるように、具体的ないろんなものが出てまいりましたときには、十分議会の皆さんにも御説明をさせていただいて、不利益にならないような努力は、当然でございますがいたしたいと思っております。でございます。

一、九番 日比玲子君 では、消防のことは、そういうふうなぜひともお願いして、住民の方が不安にならないように、安心して暮らしていけるような町にしていきたいようにお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

一、議長 それでは、十五分まで暫時休憩をいたします。

午前十一時 十分 休憩

午前十一時十六分 再開

一、議長 それでは、再開をいたします。

次に、中村広一君、登壇を求めます。

一、四番 中村広一君 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は二点の一般質問をさせていただきます。

その前に、今日二日、県町村議会議長会長に井野議長が選ばれ、北方町にとって大変名誉なことだと思います。おめでとうございます。

一方、今日二十八日もって、北方町高屋のスコミの湯が廃業いたします。利用者の私としては残念でなりません。

ことし六月一日にタスポが導入されました。コンビニエンスストアではたばこ購入者が三割も増加したと聞いております。自動販売機で買う人が激減したとも聞いております。六月一日にはわずかに二個しか売れなかった北方町内の自動販売機もあつたそうです。今年度一億二千三百二十五万円のたばこ税が見込まれていますが、収入が減るのではないかと思いますが、いかがでしょうか。この三月、北方町観光協会の存続が問われておりました。結果といたしましては存続が決定しましたが、生涯元気な町として単独の道を歩んでいる限り、観光協会としても少しでも財政に負担をかけずに、町の活性化に協力するつもりでございます。

その一つといたしまして、来月、七月二十六日（土曜日）、アピタの屋上駐車場でキリンビールとアピタ協賛により観光協会が一日限りのビアガーデンを開催いたします。花火の日と重ねて、フラダンス、フォークギター・エレキギターの生演奏などがあり、ボランティアの方を募集して、盛大に開催する予定です。近くにビアガーデンがないため、北方町の方はもちろん、本巢市、瑞穂市、近くの岐阜市の方々からも喜んでいただけるものと思っております。先日、観光協会の会長と町長とお話した限りでは、非常に協力的なお言葉をいただき、ぜひ成功させたいと考えております。

これからは自主財源が必要です。ふるさと納税をどのように考えておられますか。

私は、インターネット上に北方町へのふるさと納税を呼びかけるホームページをつくられると思います。他市町村にいる人に、北方町にふるさと納税を呼びかけてはどうでしょうか。他の市町村では、ふるさと納税にプレゼント等付加価値をつけているところもあります。早急に対応すべきではないでしょうか。

一回目の質問とさせていただきます。

一、町長 それでは、中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

タスポの導入の件につきまして私からお答えをさせていただきます。ふるさと納税は所管を総務課長がいたしておりますので、そちらの方から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まずタスポの導入につきましては、未成年者の喫煙防止に効果がある。そのための対応であることは御承知のとおりでございます。そして、そういうことの対応策を強化する一環として、自動販売機から購入ができないようにいたしますか、防止をするために行われるものでございます。

方針としては、全国すべてのたばこの自販機からICカード式の成人識別機能つきとして、ことしの三月から七月にかけて順次稼働をしていくというふうに承知をいたしております。

岐阜県内におきましても六月から導入が始まったわけでございますが、北方町内におきましては、現在、このタスポの機能の自販売機は二十五台の設置に及んでおるといふふうに聞いております。

議員は、このタスポの導入によってたばこ税の収入が減るんで

はないかという御心配をいただいておりますけれども、前年の市五月分の税収と今年の税収を比較いたしますと、今のところ目立った変動があるようには担当課から聞いておりません。新聞報道では、カードの普及率が現在のところ極めて低く、喫煙者の二割程度にしか発行をされていないという状態でございますから、まだまだこの程度の普及率では具体的な数字にあらわれるという段階ではないかではないか。もう少し正しく把握をするには、時間が必要ではないかというふうに思っております。でございます。

いずれにしても、税収の落ち込みが現実化することは町にとっては大変困ることでございますけれども、一方、タスポの導入によって、その効果があらわれて、未成年者の喫煙防止ができれば、たとえ北方町の税収が確保できないという事態になりましたら、やっぱり私どもは彼らの生活と健康を守るために、そちらの方を優先させるべきではないかというふうに思っております。でございます。

以上、十分な答弁ではないかもしれませんが、申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

一、総務課長 それでは、私の方から、二点目のふるさと納税につきましてお答えしたいと思います。

議員お尋ねの、インターネットで納税を呼びかけてはという質問でございますが、近年、国の寄附文化の醸成や地域の活性化の促進を図るために、税制改正によりまして寄附金税制の拡充が図られることになりました。

ふるさとに貢献や応援をしたいという納税者の思いを実現するために、自分自身が応援したい地方自治体への寄附を通じて、その寄附額の一定限度を居住地の個人住民税、それから所得税から

控除ができるという制度でございます。

このふるさと納税制度は、生まれ育った自治体に限らず、独自の行政運営を行い、頑張っている自治体への寄附を行うこともできるということでございます。

議員が御提案されましたように、北方町は、県下一小さくて、合併せずに頑張っている北方町への寄附行為が拡充されますように、ホームページ等を活用いたしまして、小さくてもきらりと光る町、心豊かなふるさと北方のまちづくりに支援していただくために、ふるさと北方振興基金等を設けるなどいたしまして、例えば北方町の福祉、それから観光、それから防災、活性化事業など、納税者の意思を尊重し、いろいろな分野で使わせていただけますように啓発に努めまして、自主財源の確保に努めていきたいと考えております。

また、今回の町制施行百二十年の記念式典の表彰者においても、一部各界で著しく活躍されている町出身者の方もお見えになります。そのような方も被表彰者としてお招きいたしまして、こうした趣旨も含めまして表彰するというところでございますので、御理解をいただきますと思っております。以上でございます。

一、四番 中村広一君 現在、タスポの普及率は一八％で、ことし末には四五％を目標にしているそうです。外国では、既にたばこが九百円になった国もあるそうです。たばこ税は我が町にとって貴重な財源です。物価が上昇するに当たり禁煙する方が必ずやふえるかと思えます。ぜひ愛煙家の方には、北方町内でたばこを買っていただけのように働きかけていただきますよう切望して、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

一、議長 次に、戸部哲哉君。

一、七番 戸部哲哉君 おはようございます。

私は、通告では一問一答方式で通告をさせていただきましたけれども、どうも一問一答でやると、かなり昼時間をオーバーしそうですので、全部質問を読ませていただいて、順次質問させていただくようにしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私は、昨年九月の委員会構成時に、豊田良吉前議員の後を継ぎまして、議会代表の農業委員として任命をされました。歴代議会からは、農業を営み、農業に精通した議員の方が選任されておられます。農家の代表という立場もあわせて持っておられたわけでございます。しかし、私は、農業委員といいながらも、およそ農業には無縁の者ですから、農業を語るには知識も経験もありません。ですから、今までは距離を置かざるを得ないというのが本音でもございます。しかしながら、議会に農業関係の議員がいなくなると、農家の声を反映できないとの意見も随所でお聞きをいたしましたので、農業委員としての立場と責務として、今回は農業政策一本に絞って御質問をさせていただきたいと思っております、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

最初の質問ですが、現在の日本の食料事情についてお尋ねをいたしたいと思っております。

最近の新聞紙面やテレビ報道では、日本の食料不安をあおる活字や番組が目立ち、食と農は今や国民的関心事となっております。国民の不安を取り除くことが農政の責任であると評され、日本の農業政策は正念場でもあります。

経済発展が著しい中国やインドなど新興国の穀物消費の急増、米国のバイオ燃料増産政策、地球温暖化の進行による農業生産の変動も重なり、世界的に穀物、食料品が高騰しております。また、食料の争奪や輸出制限の動きも拡大をしております。

昨年夏から続発した賞味期限や原産地表示の改ざん、中国冷凍食品事件等、消費者の食に対する不信がピークに達した感もあります。このような事態も含め、自給率の低い日本の食料事情は急速に危険度が増し、国内事情の改善は急務であると指摘をされて、大変危惧をされています。

日本の自給率はカローラーベースで三九%、穀物に至っては二七%しかなく、先進国の中では最低の数字を示しています。今の穀物の高騰は世界的な食料需給の逼迫であり、対岸の火事として放置できない事態であります。天候などの不作による価格上昇とは異なり、価格が簡単に下がることはないとの見解も示されています。即席めんやパンの小売価格が上昇し、店頭からバターが姿を消し、外食店では価格改定の張り紙が目立つようになりました。六〇%強を輸入に頼らざるを得ない日本は、高くても食料を買わなければなりません、これは輸入の保証があつてのことですから、深刻な事態に陥っているとやむを得ません。

他国に食料を頼らざるを得ない国は、本来はあり得ないわけですから、農業生産の現状と食料の安全保障、国内自給の大切さをいま一度真剣になって取り組まなければならないし、地域の役割も明確なものでなければならぬと思います。

国は、自給率を数値目標として四五%としておりますが、国内のどこで、何を、どれだけふやすのか、具体的な手順が見えないし、一〇〇%自給が不可能だとするなら、足りないものをどこからどれだけ補えるのか。その際、安全は確保されるのか、さまざま具体的な策が示されないと、不信や不安はぬぐえません。

農山村地域では、地域の活性化には農業の再生が不可欠と言われますが、当町においては、商工業と住宅地域、農業地域とが線引きされており、決して放置することはできないと思えます。都

市近郊型農業としての確立と、明確な役割として果たさなければならぬと思えます。自治体ごとの農業事情には温度差はあるものの、農業者、農業団体はもちろんであります。行政、流通業者、そして消費者も含めた皆が、地域の実情に即した農業ビジョンを構築していかなければならないと思えます。

食の安心・安全は自給率の拡大はもとより、農業者の支援、育成、農地の確保が大前提であることは言うまでもありませんが、危機的と言われる今の食料事情の中、食料自給という観点から、当町の農業政策としての位置づけと、現在の食料事情に対する大局的な町長さんの見解をお尋ねいたしたいと思います。

また、今の農業をどのようにとらえ、考えていかれるか、北方町第六次総合計画における位置づけとビジョンをお尋ねいたしたいと思います。

次に、学校給食運営に及ぼす影響についてお尋ねをしておきたいと思えます。

現在の給食費は、月額で小学生三千六百円、中学生四千三百円と伺っております。これは平成六年度から十四年ほど改定をされていまいというところで、さきにも述べましたが、現在の異常な食料の高騰に加え、原油等も高騰しております。原料や製品の小売価格に転嫁され、消費者物価指数が昨年に比べて食料に関しては二〇%程度上がっておりますということでございます。現実問題として、当町の給食運営に及ぼす影響は相当避けられないものであると推測するわけであります。したがって、給食内容の低下や給食費の値上げが避けられない現状であることは容易に推測するところでありますから、直面する問題として、対応等をお尋ねしたいと思えます。

次に、当町の農業の現状はと申しますと、全農家数二百四十五

戸、うち農業収入に重点を置いて暮らしておられる、いわゆる専業農家は十二戸であります。そのうち担い手さんと言われる農家が六軒、認定されておられます農家が四戸ということでございます。町の形態、時代の流れも相まって、ほとんどが農業以外で収入を得て、自給的な農業である第二種兼業農家であります。

農地面積はといいますと、十九年度の数字ですが、当町の総面積五百七十七ヘクタールの約二六・六%、百三十七ヘクタール、およそ四分の一が農地となっております。これが平成十年時点では、農地の面積は百六十・八ヘクタールでしたから、この十年間で当町の農地は二十三・三ヘクタール、約一五%が減少したことになります。言いかえれば、農地から宅地に転換された面積は町全体で約五%の面積ということになりますから、当町の開発は相当進歩したということでもございます。区画整理事業を中心に、市街地整備を重点施策としてきた当町の方向性でもあり、人口の増加、また税収増の最大の要因として、投資に見合った成果があらわれていると言えます。

さて、当町では、昭和四十六年に岐阜都市計画区域に全域参入され、市街化区域と市街化調整区域に用途地域が決められました。言うまでもなく良好な住宅地化事業としての区画整理事業を推進してきたわけですが、市街地形成をなしたことで、市街化農地は資産化し、不動産取引の対象として貴重にはなってきましたが、農地としての流動性がなくなり、今後宅地利用として流通していくことになると思います。しかしながら、調整区域の農地は農地利用に限定されて線引きがなされておりますから、流動性は、市街化区域の農地とは全く異なります。今の時代、農地に対する購買需要は皆無と言って過言ではありません。農業経営の不採算性や従事者の高齢化、大半が兼業であり、若年の農業離れは加速

をしております。したがって、農地の価値観も変貌しており、農地の維持継続に農家の方は四苦八苦しているのではないかと思います。

市街化区域にいつそのこと編入できるような自由があればまた方策はいろいろ考えられるわけなんです。農地改良事業を施し、優良な農地としての位置づけをした地域でありますから、農業以外の利用は当然できません。農地保持としての特別な考慮というか、施策も考えていかなければならないのでしょうか。見解をお尋ねしておきたいと思えます。

その次に、担い手育成事業について、当局の見解をお尋ねしておきたいと思えます。

農業経営に魅力が持てない限り、農家は減少し、衰退していくことは避けられません。国の方針は、農地の利用促進について、農業の自立を目指し、農業経営だけで生計を立てられる農家の育成と、それに伴った高い生産性と農業所得を実現できる農業経営体を目指し、安心して農地の貸し借りができる利用権設定等促進事業も実施されています。兼業の中でも、農業収入に比較的重点を置いている第一種兼業農家を、政策上での施策の集中を図り、農地の流動化を促すことで規模の拡大を図り、経営としての農業を推進してきましたが、主である水田経営は、米の過剰生産基調が継続し、過剰在庫、米価の低下等を引き起こし、需要の減少、生産調整の限界感、担い手の高齢化など、まさに閉塞状態で、担い手を中心として、経営は困難な状況に立ち入っておるそうであります。

一方、消費者ニーズの食は多様化してきており、これにきめ細やかな対応と安定した供給も必要性が高まってきております。農業経営にも変革が来ていることが難しさを助長している要因でも

あります。農業委員会系統組織でも、農業に軸足を置いた活動を強化するため、二〇〇八年度から第三次農業委員会組織活動改革プログラムとして、遊休農地の発生防止・解消と優良農地の確保、担い手の確保と支援、農業の活性化の実現に、より取り組める対策として、新農地と担い手を守り生かす運動を実践活動として位置づけ、車の両輪で取り組むこととしています。

また、農水省は、認定農業者よりもレベルの高いスーパー認定農業者を育成し、特別対策の検討に着手し、強化を強めていく方針を新たに打ち出しています。

さて、当町におきましては、担い手農家六戸による調整区域内農地の集積が、今、十七・五ヘクタールだそうです。そのうち、認定農家の四戸の分では十四・六ヘクタールということであり、調整区域内農地五十二・八ヘクタールの約三分の一の面積が今集積をされ、意欲的に取り組んでおられます。自立経営を目指しておられますが、担い手一軒当たりになると平均で三ヘクタールということになりますから、理想とされる耕作面積にはまだまだほど遠いのが現実のようであります。

現在、当町では、担い手育成事業として企業的経営感覚を取り入れ、意欲を持って元気な農業を行っていくために、町単独事業として、担い手協議会には、水田農業を振興するため、機械施設の効率的利用、農用地流動化の促進及び利用率の拡大などを目的として活動する農業者により構成された協議会が実施する農業振興活動事業に要する経費の一部ということで、担い手さん一軒当たり三万円程度を助成されております。しかしながら、担い手農業が農業振興の最重要施策ととらえておる割には、形だけに終わっておるのではないかなと思えますので、当局の見解をお尋ねいたしたいと思えます。

次に、減反政策についてお尋ねをいたしたいと思えます。

稲作技術の進歩と食生活の変化などによって米が余るようになり、食管赤字対策に苦慮した政府は、各市町村に対して一定の減反面積を割り当てるとともに、補助金制度を活用して、これを奨励しております。一九七一年から本格的に始まったこの政策は、現在、全国二百四十万ヘクタールの水田のうち、約三五%で米以外の作物をつくるように調整をしているのでありますが、減反をやめると、国内の必要量の一・五倍、約千二百万トンの米が生産されてしまい、生産調整をどうしてもしなければ米価格は下落し、農家に大打撃を与えます。

不足している小麦や飼料作物への転作を政府は推進しているわけなんです、その減収を補てんしたり、補償金を支払うという制度で転作を奨励しております。

当町では、今年度、米の生産数値は二百三十九トンということ、生産目標面積が五十・六ヘクタールということですから、水田八十五ヘクタールの四〇・五%、三十四・四ヘクタールが米をつくってはいけない面積ということになっております。生産調整予定面積で見る四月の確認野帳を見ると、三十二・六ヘクタールが転作や休耕になっており、三十四・四と比較しますと、二ヘクタールほど消化し切れていない数字となっております。

その確認野帳では十四地区に振り分けられておりますが、その配分面積では、市街化農地は配分面積に達しておらず、調整農地の柱本や高屋地区では若干超過が目立っております。本来は自主選択での減反がうたわれていながらも、実態は強制でクリアしないとペナルティーも課せられるということであり、休耕や転作を余儀なくされております。したがって、面積の消化には一方ならぬ苦勞もあると伺っております。つくれる田んぼを

無理やりつづせという施策ですから、食料の安全保障や自給の大切さを主張する国の姿勢からも矛盾しておりますし、人道的立場からも逸脱した稲作放棄にしか結びつかない無責任な施策と、また世界的な食料価格の高騰で多くの人々が苦しむ中、増産できるにもかかわらず、日本は米の生産を抑えているのかという問題も今浮上してきております。そして、議論的になっておるということでございますが、あくまでも国策ですから、大変難しい問題ではあると思いますが、減反政策に対する現状の問題点等をお尋ねしておきたいと思っております。

一回目の質問を終わります。

一、町長 それでは、戸部議員の質問の中から、最初の項目のところについて、簡単に言いますと、北方町の農業ビジョンと町長としての農政の理念を述べよというお話でございますので、その点について御答弁をさせていただきまして、残余は所管の方から御答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議員も危惧をされておりますとおり、我が国の農業・農政というのは、今、大変な岐路に立っておるといふ認識で私も共有をいたしておるところでございます。

その一つは、戦後農業を担ってきた農業者が世代交代の時期に直面いたしておるといふことであります。つまり次の農業をだれが担っていくのかという問題であろうと思うわけでありまして。

二つ目は、農業そのものの経営環境が、今、議員もおっしゃいましたように大変厳しい環境下にあるということでありまして。輸入農産物の全体が非常に増加の一途である一方で、食の安全とか安心というものへの消費者の関心が高まってきておるわけでございます。その上、率直に申し上げて国の農業政策というものは一

貫をしませんで、生産調整を厳しくしたかと思えますと、ついせんだっての官房長官の記者会見でも明らかのように、突然減反政策を見直すというようなことに触れるという、私流に言いますと、まさに日本の農政というのは漂流の状態にあるというふうに思っておるわけでございます。

本日に日本の農業の将来を考えて、食の安全と安心の供給と地域農業の維持・発展を図るために必要な政策を今政府が遂行しておるといふのなら、仮に一時的に不評であっても、国の将来と国民生活擁護のために断固としてやり抜くという強いメッセージを打ち出してほしいものだ。そして、反対する人々の考え方を変えるという姿勢も時のリーダーには必要なんではないか。この点が非常にあいまいになっておることが今日の農政の大きな問題ではないかというふうに思っておるところであります。

こうした場当たりの農業政策の結果、平成十年から八年間続いておりましたカロリーベースの総合食料自給率四〇%が、目標としておりました四五%に届くどころか、直近のデータであります十八年には三九%に下がるという事態になっておるわけでございます。かつて、バブルの時代は、国際分業論なるものが声高に言われました。日本は工業製品を輸出して、食料を輸入すればいいという考え方であったわけでありまして。そのときですら、自給率というものは四八%、ほぼ半分近くを確保しておったわけでありまして。まさに当時はお金で買えないものはないという考え方の時代でございましたが、昨今では、お金があっても買えない状況が今まさに現出しようとしておるわけでありまして。

世界の食料は、今、奪い合いの時代に入るとすら言われておるわけでございます。議員お説のとおり、我が国の食料事情は危険な状況にあるという認識を私どもは真剣に持たなければならぬ

というふうに思っておるところでございます。

さて、御質問の北方町としての農業ビジョンにつきましては、平成十六年に北方町地域水田農業ビジョンというものを策定いたしておりますが、このビジョンによりますと、担い手となるべく認定農業者及びJA出資農業生産法人を基軸とした土地利用集積と作業委託の受け入れ態勢を確立するというふうにいたしておるわけでございます。

また、作物の振興につきましては、米の生産目標数量が年々減少をする一方で、市街化が進んで、米の生産調整の実効性確保が困難になっておりますので、麦の生産や園芸作物の作付やトマトを振興作物として拡大して、都市近郊農業としての推進を図ることを展望しておるといふふうに位置づけられておるわけでございます。

以上のことから、北方町第六次総合計画における農政の理念は、申し上げました北方町農業ビジョンに沿って進行させていただくということになるかと思うわけでありませう。

ただ、従来、農水省は新潟のコシヒカリに代表されるようなブランド米の収穫を奨励いたしておりまして、売れる米づくりということを米政策の中心に据えてきたわけでございます。しかし、最近は消費の動向に変化があらわれておるようであります。消費量が少しずつ減少いたしております上に、家計を考えて、低価格の米の志向が強まっているという状況にあるのであります。さらに、消費の形も変化をいたしております。外食やコンビニなどという気軽に買って食べる形の業務用の消費がふえているといふふうになっておるわけでございます。もちろん業務用でございますから、低価格米が求められるわけでありませう。したがって、今日、米の価格は、実質的に大手の量販店が決めておるのであり

ますから、米の価格下落を阻止することは大変に難しい状況にあるという認識を持たざるを得ませう。

こうしたことから総合的に判断をして、北方町第六次総合計画を作成していかなければならないという立場に立つわけでございますが、いずれにいたしましても議員もお話になっておりますように、大変農業政策というのは難しゅうございます。ひとり北方町だけで明確な方針を打ち出したり、この路線で進むという判断ができにくい幾多の問題を抱えておりますが、皆さん方のお知恵を拝借して、北方町の農政がどうあるべきか。これから私どもも勉強させていただきますると同時に、六次総を作成するに当たっては、その方向もはっきりと議論を詰めて、その答えを出していきたいというふうに思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

一、教育長 教育委員会の方へは、現在の食料事情とのかかわりで、当町の学校給食運営上への影響とその対応策ということであったかというふうに理解をしております。

まず、本町の学校給食の基本精神は、常々申し上げておりますとおり、安全・安心な給食を提供するという立場から、昨年度来、実は国内産の食材に全面切りかえをいたしました。そして、議員御指摘のとおり、昨今食材が若干値上がりをしておりますから、その影響を昨年度の五月と今年度の五月を比較して調べてみますと、出費にかかりました費用が七%から八%程度、出費が今年度の方が多しうございます。これは一カ月間のデータでございますから、今後どういふふうに移していかんのかということを見ていかなければならないといふふうになっておりますけれども、いずれにいたしましても七、八%出費がかさんでおりますので、圧縮をしない限り給食費の値上げということにならざるを得ないといふふう

えております。

そこで、私どもは、軽々に給食費を値上げするというようなことはしたくありませんし、あるいはまた質を落として給食を提供するということもしたくはないという前提に立ちまして、どうしたらいいかということを実際に今考えているところでございますので、また議員もいとお知恵がありましたら拝借をしたいというふうに考えておりますが、教育委員会といたしましては、今、三点考えながら進めております。

一点目は、一食の献立をどういうふうにするかということによって食材費が大きく変わってまいります。そこで、国が示します必要な栄養価の基準を上回るように配慮しながら、子供たちがおいしいと言ってくれるような一食のメニュー、それから一カ月間の、これは平均しますと十八日ございますけれども、この一カ月間の献立を工夫しながら、何とか食材費を抑え込む、あるいは吸収していくような努力を一点目はしております。

これにかかわって二点目は、品質が保証された安価な食材の購入ということでございます。現在、物資を納入しておっていただきます業者は十一社ございます。同じ物資であっても、納入金額に違いがあるんですね。一つ例を申し上げておきますと、例えばカレー、大変カレーというのが人気メニューの一つでございますけれども、ハウス食品を使うわけですけれども、この同一のハウス食品一キログラム当たり、A社の納入金額は五百七十円でございます。ところが、B社の納入金額は六百三十円となっております。これを四十六キログラム使いますから、この差額分を計算いたしますと二千七百六十円の違いが生じてくると。していますが、私どもといたしましては、物資を選定する際に、同じ国内産であっても、どういう業者からどういう品をどれだけ購入

するといいのかということを慎重に吟味しながら、安価になるように、できるだけ食材一つ一つを吟味しながら購入に努めていると。これが二点目でございます。

三点目は、デザート類、どちらかというおやつ的感覺のデザートがございまして、例えばリンゴ、ミカン、ゼリー、ケーキ、こういうものを必要に応じて提供しておるわけでございますけれども、こうしたデザート類の回数を減らしていこうというふうにご考えております。

同じ五月を比較いたしますと、十九年度は九回、大体二日に一回の割でデザートを出してございましたけれど、これを本年度は三食に二回程度、六月に入りますと、これもやはり二食に一回程度出しておったのを三食に一回程度というふうにおよぶ的感覺のデザートです、あくまでも。こういうものを減らすことによって、できるだけ吸収していきたいと、こういうことを考えております。なお、例えば行事食というのも、私ども、今、工夫をしております。例えばおひな様が近づいてきた。おひな様のメニューをどうするか。そのときには大体ひしもちなどがつきものでした。このひしもちをどうするかとか、あるいは子供の日には子供の日らしいメニューを用意いたしましたんですが、そのときにちまきとか、あるいはかしわもちなども出してございましたけれども、こういうものをどうするかとか、こういうことによって、何とか余分の出費を抑え込んでいきたいという工夫を今しているところでございます。

いずれにしましても、そうした工夫をしながら、当面値上げということを考えることなく、現在の給食費で何とか吸収して、おいしい給食を提供していきたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたい、このように思っております。以

上でございます。

一、参事兼都市環境農政課長 戸部議員の御質問の中の三点、四点、五点目ということで、私の方から御答弁を申し上げます。

最初の一点目としましては、区域ごとにおける農業政策についてという御質問であったかと思えます。

本町の農家世帯の現状は、議員も御承知のとおり専業農家というのには十二戸で、二百四十五戸のうち二百三十三戸が兼業農家となっているというのが現状でございます。

専業農家の方は、農業振興地域を中心に農業経営をされておるのが現状でございます。

それと、国の農業振興施策につきましては、御承知のように大規模農家を育成するというところで、個人であれば、経営面積が四ヘクタール以上の認定農業者であったり、二十ヘクタール以上の集落営農、地域の団体、こういう方を水田農業経営所得安定対策ということで推進をし、支援をされております。

本町のまちづくりは、御指摘のように全町を都市計画区域に指定しまして、市街化区域と市街化調整区域に線引きがなされております。それぞれの区域で有効な土地利用がされておるのが現状でございます。

市街化区域につきましては、当然宅地化が進んでおりますので、農地もその中に介在をしておること、国が進める政策にのっとった農業というのは限界があるのが現状だと思っております。

反面、市街化調整区域であります農業振興地域につきましては優良農地が保全をされておりますし、農業経営に適した、北方町の唯一の優良農地であります。その中には、当然意欲ある担い手農業者の方が経営規模を拡大するというのを目的に、利用権設

定事業を積極的に進められておりますし、今後もその傾向が拡大されるといふことを見込んでおります。

また、第六次総合計画の策定に当たりまして、事前に町民からのアンケートをまとめておりますけど、その中においても、優良農地の保全が必要であるという結果が出ております。そのような現状を総合計画の中で位置づけていくことが必要であるかということ、区域における農業政策についての考え方として御答弁を申し上げます。

次に、担い手育成の強化を重点施策ということでどうかという御質問でございますけど、本年度の一般会計の農業振興費におけます北方町の補助金の総額は八百五十七万八千円になっております。そのうち、担い手農家として位置づけられている六戸の農家の方に対する主な助成金としましては、農業振興地域営農活動協議会補助金が約三百五十万円ほど、担い手農家で組織する担い手協議会、議員御指摘の協議会でございまして、これも総額十二万円を交付させていただくように予算を持っております。

また、小麦の集団作付、よく言われる転作ですけど、転作奨励金、これは十アール当たり三万五千円、担い手が経営規模拡大を目的として借地をされる面積につきましては、十アール当たり五千円などを基本としました国庫補助金でございますけど、これを農協を通じまして直接農家の方に交付される産地づくり交付金と申しますけれども、これの総額が約七百三十万円ほどございます。これが農家に対する主な助成金ではなかるうかと思っております。そのような状況で、今後、よく言われます高齢化が進行し、担い手が不足をするということが当然予想されますので、北方町の農業施策の課題としましては、同様に後継者となるべき農業者、または先ほどもお話ししました地域の組織、こういうものの育成が

柱になってこようかと思えます。

ついでには、現行の、現在町に持っています補助金、こういうものを再度洗い出ししまして、本町の農業振興の拠点であります農業振興地域を重点とした振興支援策について、当然小規模農家の方もお見えになりますので、それらの方の御理解を得ながら、見直すことが必要であると受けとめております。

最後に、減反政策の現状と問題点についてでございますけど、先ほどからよく出ておりますけど、米の消費量が減少するということがこれからも続くということと、食料の自給率が悪化をしまして、議員御指摘のように三九%になっておるといふことの背景の中から、国からの本年度の北方町に対する水稲の作付面積が約五十ヘクタール、これ以上つくるなということでございます。それを換算しますと、二百三十九トン以上は生産するなということが生産目標として示されております。これを転作地に換算いたしますと約四〇%になるかと思えます。

この目標値は、町全体の市街化区域を含めまして、北方町全体の水田面積を基準にしております。この生産目標数値が毎年順番に圧縮をされてくるということで、これに対して、当然水稲作付に大きな影響を与えておるのが現状でございます。

幸いにも北方町には十四の農事改良組合がございます。そちらの方と御相談をしながら、議員先ほどお話しされました四月末ではその目標が達成していないかということでございますけれども、五月末までには関係者の御理解をいただきまして、目標値が達成をされておるのが現状でございます。

この目標値が達成をされないということであれば、先ほどお話ししました助成金、産地づくり交付金でございますけど、これに大きく影響を与えまして、結果的にはその額が削減されると、農

業者の方に行くお金が少なくなるというのがこの趣旨の中で大きな影響の部分でございます。

これは、自給率の向上を目的とした転作作物の麦とか大豆、こういうものの増産を奨励するものでありまして、いわゆる水稲だけの作付じゃなしに、複合的な農業経営をする、農業の安定化を図るといふのが国の目的で、この制度でございます。

この制度は大きく今後変わらないということが見込まれますので、北方町の限られた農業振興地域の優良な農地の効率的な減反政策を継続するということのために、関係農業者の方の御理解をいただきながら、現在行われております小麦のブロックローテーション、こういうものの再構築を図りまして、国が示しております目標数量の達成をするための新たな支援策というものを早期に確立するために、農業委員会等の各種団体と議論を深めて、取り組んでいきたいと考えていますので、よろしく願います。

以上でございます。

一、七番 戸部哲哉君 やはり私も、半分はんちゃくな知識の中で質問している部分もありますので、答弁に対しての質問がなかなかまとまりませんが、今の自給率に関しては、やはりこれは日本の国策の中で、町長さんとも言われたとおり大変農業の失策と、私もいろいろ調べていく中で思っております。フランスとか、アメリカとか、ドイツとか、イギリスというのは本当に食料自給率というのが高いわけですし、フランスなんか一三〇%、アメリカ二二〇%、ドイツ九〇%、イギリスが七一ということで、本当に先進国の中では非常に日本というのは少ないですね。そして、当然ですけれども、食料品の輸入額から輸出額を引いた額ですけれども、日本は三百九十六億ドルということで突出をしておる。そういった中で、当然食料自給ということで最後に響いてくるのはやっぱり

り貧困層ということ、食料が高くなれば、やっぱり貧しい方が一番影響を受ける。お金のある方はどんなことをしても買いうけですから、やはり貧困層に影響をしてくるということは、日本は最近、格差がついてきたという中で、当然そういう問題も国内問題として大きく出てくるのではないかなと思います。

これもこの議会などでやかく言ってみるところではございませぬけれども、一つだけ町長さんをお願いしておきたいと思いません。

今の第六次総の中の基本理念という形の中でちょっとお尋ねをしたわけなんですけれども、第五次総に、ここにも基本構想という中で、対策として、これは七年前に策定したわけなんですけれども、農業対策の中で、農協、農事改良組合、営農活動協議会等、各種農業団体と連携、協調を保ち、水田農業経営確立対策事業においては農業振興地域内農業者の協力のもと、ブロックローテーションの見直しや効率化を図りますと、対策という中で書いてあります。ただ、きょうも農業者団体の方が大勢傍聴に来ておられますけれども、非常に農業の方に目を向けてくれないという意見が多数ありますので、ぜひ「協調を保ち」というこら辺の部分で、できるだけ話し合う場というものを何らかの形の中で設けていただくような、そして農業者の声を聞けるような場をやっばりこれから持っていくかないと、町長さんもおっしゃられるように、なかなか今若い人が農業をやらさない。例えば私に農業をやれと言っても、やはりこれはできませんし、農業をやっていくかの方を大事にしていかないと、調整区域と市街化区域を区別してあるわけですから、これはどうしても市街化調整区域の農地を守っていく面においては、やはり町の方もしっかりと目を向けていかなければいけないと考えております。ぜひうまくできるようにお願い

をいたしたいと思えます。

それと、給食問題ですけど、これは大変私も懸念をしております。今、町の方では百五十万円ほど給食費に補助をしておりますね。これは本当に一人当たり年額七百五十円で月当たりすると七十円程度なんです。先ほど言いました給食費三千六百円、四千三百円という中で本当に微々たるお金なんで、かといって補助を上げれば給食がよくなるか。これもまた、今の話、倍にしたところで、大して影響はないわけですから、教育長さん言われるように、最終的には給食費の値上げというようなことにもつながっていくかと思えます。

ただ、その中で、努力をされるといろいろ言われたんですね。デザートを二回から三回に一回にするとか、食料品のいろいろ安いところを探すとかということも限界があると思うんですよ。どうしてもそういった中で、質が下がったり、量は減らないにしても、子供が本当に喜べるような給食が維持できていくかということになると、本当の話ですが、給食費の値上げというのもやむを得ない事態に陥るのではなからうか、そういうふう思っております。

今、二〇%程度上がるということは、単純に計算して月六百円、七百円のオーバーということですから、食料品が値上がりしておるといことは、それを本当に努力だけで賄えるのかなと。一般の企業でしたら、人件費を削ったり、経費を削減したり、利益を削ったり、いろんな中で努力ができるんであろうと思えますけれども、公共ですから、それは不可能ですから、ぜひできるだけ値上げをしないように頑張っていたら、落とさないようにしていただきたいと思います。

それで、一つお尋ねをしておきたいんですが、この点だけです

けれども、地産地消推進事業補助金、町は六十四万円ばかり出しておりますね。これは岐阜県産の食材を学校給食に導入し、地域の農産物の消費活動を支援するということですけど、この補助金などのように学校給食に返ってきているのかというのがどうして私ちよっと理解ができませんので、この部分を一点だけ教育長さんにお尋ねをしておきたいと思います。

次に、市街化農地と調整農地は、北方の場合、確実に線引きをしておりますから、利用度が全然違うわけなんですよね。いわゆる市街化の農地というのは、先ほども申し上げましたように、意外と小規模、一反から二反程度とお聞きしておりますけれども、小規模農家がほとんどという中で、これはもう、いわゆる自給、自分で食べる分ですね。こういった農家の方がかなりウエートを占めておるということで、そうすると、当然あとやる人がなくても、これは市街化ですから、アパート建てたり、ほかに土地活用ができるわけですから、そこも農業ですから、あくまですればいいとは思いますが、やはり調整区域の農業というのは、今のように農業をやめたといっても、だれかがその水田、畑は守りをしなきゃならないわけですから、このお守りする人がいなくなったら、どうなるんだということですよ。そういうことを踏まえていくと、特に北方の調整区域の農振農用地は、土地改良した中で、近辺の農地に比べると非常に優良だそうです。そういった中で、今、担い手さんと言われる方が、耕作放棄といいますが、農業をやめたい。そういう方のやつをお預かりして、面倒見てもらっているという中で、町としてもしっかりした支援をしていかないと、そこでだれがやってくんだという問題になったときに、農地がまとまっていけば、仮にですけれども、他町村とか、企業とかが借りてくれるとか、やりやすい農地であれば、そうい

うことも将来的にはなっていく部分もありますので、これは本当に国も担い手一本という感じで農政を行っておりますので、町の方も、今の話、市街化農地は、ある意味一つ置いておいた中で、調整区域内の農地を守っていくことに専念をしていくべきではないかと思えます。

あと、減反ですが、これは一つまた質問をしておきたいと思えます。

このことについては、非常になかなか理解がまだにできていない部分があるんですが、どうしても米の過剰生産に対して、生産調整ということで、米をつくるなど。国の政策は一貫して転作ですね。これに対しては、先ほど参事の方からも説明がありましたけれども、すごい補助が来ているんですね、転作に対しては。特に米から麦に転作する分には、そこそこの助成額、基本助成額が五千百円、団地加算として、二ヘクタール以上であれば三万五千円、それから稲作構造改革金として二千元、そういった手厚い補助金が来ているんですね、極端な話、じゃあ減反しても麦はつくらないよと。休耕にするよと。そういう話になると、それは個人の勝手なんですよね。ただ、それが米をつくりたい人につくるなど言われている中で、小麦をつくるならお金をやりませうけれどもという話は非常に不可解なところがあるんですね。やっぱり今の国の食料事情からして、小麦とかというのは日本は全然足りませんから、それはよくわかるんですね、水田として、ある意味では、面積を大きくすることによって経営的に成り立つ部分もあるんですね。これが今の二町歩とか三町歩規模ではだめなんですよけれども、それはやはり大きい田んぼであれば耕作の仕方というのはすごく楽、だれが考えてもそう思うんですよ。私もそう思います。けれども、これが、いわゆる畑で、小麦は別



あれば、これはやはり十分、お話のように私も行政と生産者、消費者も含めて議論を重ねて、しかるべき方法があれば対応をしていかなければならぬのかなという気持ちで今お聞きをさせていただきますところでございます。

しかし、繰り返しで恐縮でございますが、非常に難しい問題でございますので、六次総でいろんな議論をさせていただいて、御期待に添えるように努力をするということはお誓いをさせていただきますけれども、基本的に農業政策というのは、前段で申し上げたような根深いといえますか、難しい問題があるということもあわせて、議員御承知おきをいただいて、お許しをいただきたい、こういうふうにも思っております。

一、参事兼都市環境農政課長 二点目の質問の中で、地産地消の關係の給食關係の補助金の御質問がございました。

二十年度の補助金の中に、農業振興費の中にこの部分を含めて、二つの仕組みとシステムとして持っております。第一点は、県内の食材、こういうものを学校給食に取り入れようかということ、北方町の予算の中では六十五万円ほど持っております。その金の半分は県が持ちまして、県が町にくれて、町は農協の中央会に補助金を出して、中央会が積んで、給食会計に持っていくと。そういうシステムのもとで、北方町と県の負担を合わせまして六十五万円ほど持っております。

それから、以前、国が同じような趣旨で補助制度を持っております、平成十年ごろにそれが廃止をされたもので、給食費の保護者負担を軽減するために、お米の精米価格を、本年度価格と、廃止された十年の価格の差額を町が単独で補助するという事業をあわせて継続しております、これが約百五十万円ほど給食会計の方に行っております。約二百十万円ほどの補助金が給食会計の

方に補助をさせていただいておるのが現状でございます。

それからもう一点の、達成率五十ヘクタールの關係でございます。すけど、議員お話のように、結果的には市街化区域でまだ足りないから、協力して転作をしてくださいということで御了解いただいた面積が一万二千七百平米ほど、御協力依頼がありました。農振区域内では一万八千九百平米ほど、農業振興の中で、合わせて三万平米、三ヘクタールですね。こういうものが御協力いただいた結果、五十ヘクタール分がクリアできたということで、これが五月末の集計になっておりますということですので、よろしくお願いたします。

一、七番 戸部哲哉君 昼時間もかなりオーバーしましたんで、どうもありがとうございます。

ぜひ給食費はよろしくお願しておきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

一、議長 午前の部はこれで休憩に入りたいと思います。

午後の部は十三時五十分から開会をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

午後〇時三十二分 休憩

午後一時 五十分 再開

一、議長 それでは、再開をいたします。

午前引き続きまして、一般質問を行います。

鈴木浩之君の登壇を求めます。

一、一番 鈴木浩之君 それでは、失礼いたします。

議長のお許しをいただきましたので、二点ほどお尋ねをさせていただきますかと思っております。

私、昨年デビュー戦となりましたが、十二月の定例議会におきまして質問をさせていただきました防犯対策強化につきまして、

引き続き継続というような形で質問させていただきたいと思いますが、まずその際、青色回転灯パトローラーの巡回経路につきまして、不審者事案が多数発生しておるといことがございまして、そういった地点においても、通学路以外におきましても重点を置いて実施をしていただけるとい旨のお答えをいただいたわけでございますが、回数につきましては、当時私、毎週月曜日から金曜日に回っていただけのものであれば本当にありがたいというお願いをしておたわけでございますが、まず現状、半年が過ぎ、そしてまた新年度に入ったということもございまして。その検討をしていただくことになっておったと思えます回数について、まず総務課長さんの方よりお答えをお願いする次第でございます。

そして二点目でございますが、これも引き続き関連する質問になろうと思えますが、最近、特に多い感じが私するわけでございますが、高齢者の行方不明者の方の捜索協力が防災行政無線から流れるわけでございますが、この防災行政無線も、不審者などの犯罪にかかわる事案につきましてもリアルタイムで流せないものなのかというふうに感じておるところでございます。

そういったことが現状行われていないということで、二次的な犯罪につながるようなことも懸念されるわけでございますが、ことしに入りましても、東京の戸越銀座事件に続きまして、三月には茨城県土浦市で八人が死傷する事件が起きております。そして、まだ皆様の記憶に新しいところでは、今月、六月八日に東京の秋葉原というように、現在二カ月に一回のペースで凶行な事件が続いておるわけでございます。

この北方町においても、予測ができない。いつ何どきというようなことは全国どこでも一緒の心配事であろうと私は思っております。

議員のほかに、私、立川先生と同じく、保護司ということも拝命しておるわけでございますが、過去のこういった凶悪事件は、薬物ですとか、アルコール依存症によるものが多かったわけでございますが、本当に今は衝動を抑制できない者が加害者となるケースが目立っておりますと思えます。彼らは、他の者に人間性を感じないどころか、人を記号化し、簡単に殺すようになったと私感じておるところでございます。

このようなことが本当に懸念されるということで、まだまだいろいろな事例はあるわけでございますが、要は警察から役場にワークショップ入れる時間の無駄を省くというようなこと、そして地域の安全を守るために、役場と行政、そして警察とホットライン、現状もあると思うんですが、こういったものを結んでいただいて、北方警察の方にこの防災行政無線の発信ができるようなシステムを構築していただきたいと思うところでございますが、この二点目については町長さんの御見解をお聞かせいただきたく、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

以上、一回目の質問を終わります。

一、町長 それでは、鈴木議員の私に対する質問にお答えをさせていただきますかと思えます。

議員は、一言で言いますと、町と警察とのホットラインをしっかり結んで、いろんな凶悪犯の前兆を予防する必要があるという御趣旨でございます。

特別私としても異議があるわけではございませんが、私は少し別の角度から最近の一連の事件をとらえておりますので、少しそのお話をさせていただきたいと思うわけでございます。

つまり議員も御指摘のように、思わぬ事件が最近連続をいたしております。しかも、事件を起こす原因が、私どもから見ます

と全く希薄でありまして、まさに狂気乱心の体をなしておる、こういうふうに申し上げてもいいのではないかと思うわけでありま  
す。

秋葉原の無差別殺人の事件を知ったときに、私はどうしてあんなことが起きるのか。いや、これに限らず、起き続けているのかというのを少し考えてみたわけでございます。そして、命のとうとさの認識が今の若者には極端に欠落しているのだと、こういう思いをいたしたところでございます。

私がまだ子供のころ、父親から聞かされたお釈迦様の話を思い出したところでございます。お釈迦様は誕生と同時に、前に七歩、後ろに七歩、右に七歩、左に七歩歩いて、右手で天を指し、左手で地を指して、おなじみの「天上天下唯我独尊」という言葉を発せられたというふうに言われております。その意味は、世の中で自分ほどという者はない」ということをおっしゃったんだと、当時、私の父親は私に解説をしてくれたわけでございますが、長ずるに及んで、瀬戸内寂聴さんの本の中にその項目が出ておりまして、瀬戸内さんがおっしゃるには、お釈迦様が言われた本当の意味は、天にも地にも自分はただ一人。つまり人間の命というのはこの世に一つしかない。だから、とうとく大切にせよというふうに諭されたのだというふうに読ませていただきました。

ですから、仏教は最も大切な基本的なことで、人を殺すな、殺させるなということ強く教えているわけであります。

秋葉原の事件の加藤智大容疑者に無差別殺人を起せば、どのようなことになるか。どうした現象が起きるかということ、つまり大勢の人がその結果傷ついて、あるいは死ぬことになる。そして、残された家族や友人、あるいは恋人かもしれないけれども、そういう人たちは一生乗り越えられないような痛手を負う。そう

いうことを見通す知恵が備わっていたら、恐らくあつた犯行をとどまることができたのではないかと思うわけでありま

す。つまり、知識だけを詰め込んで、正しく生きることの大切さを教えない今日の家庭や社会や学校の教育のあり方が、彼をして暴走させたのではないかという思いを強くした次第でございます。まさに今日の教育の根本が問われた事件ではなかったかと思うわけでありま

す。したがって、今の法務大臣、大変死刑執行がお好きのようでございますけれども、彼は戒めるために、あるいは今後の予防のために、決められたスケジュールに従って死刑の署名をするんだというようなことを記者会見で言っておりますけれども、どれほど死刑を執行しても、この基本的なところが今日の若い人たちに備わっていない限り、懲戒にもなりませんし、警告にもなりませんし、予防にもならないというふうに思っておりますのでござい

ます。したがって、今、議員がお話になりました警察や学校行政がホットラインを張り張りめぐらせたといいたしましても、このところの基本的な教育がしっかりと培われておりませんと、無駄とは言いませんけれども、実効ならしめることにはならないんではないかというふうにつくづく考えさせられたところでございます。

昔から子供は大人の背中を見て育つといえますから、今日の若者の心の殺伐さは、大人の責任であります。したがって、繰り返し申し上げますが、システムや組織をいじることよりも、私はいかに正しく生きるという知恵を子供たちにつけさせるための教育を家庭が、あるいは社会が、そして学校がどのようにして取り組むか、こういうことの方が大事ではないか。あるいはそういうことが今まさに求められているのではないかというふうに痛感をした

ところでございます。したがって、行政の立場からは、そのうちでも一番大切な家庭教育をいかに子供たちに世の大人たちがしっかりと教え込むか、しつけるかということが極めて重要でございますから、あらゆる機会を通じて、そちらの方の周知徹底といえますか、行政として果たすべき役割ということを確認して、機会あることにそのことの重要さをこれから徹底していかなければならないというふうに思っております。でございます。

ただ、こういうことが起きることは大変不幸でございますから、これからも十分お互い警察と私どもというのは行政機関でございますから、今まで以上に連絡を密にしながら、できるだけこの地から痛ましい事故や犯罪が起きないように全力を挙げて取り組んでまいりたいことは申し上げるまでもないことでございます。以上でございます。

一、総務課長 それでは、私の方から、一つ目の青色回転灯パトロールの検討課題の結果についての質問にお答えしたいと思います。す。

現在、週二回実施しております青色回転灯によりますパトロールの回数をふやすことにつきましては、昨年の定例会におきまして、可能な限りふやしていきたい旨の答弁をさせていただきました。その後、さまざまな検討を重ねてまいりましたが、現状において定期的なパトロールの回数をふやしていくことは、正直言いまして人手不足などの理由によりまして、大変困難な状況にあるように思われます。

しかしながら、御指摘のとおり、最近、東京の秋葉原で発生いたしました凶悪事件や、北方署管内におきましても不審者の発生件数は年々増加している状況にあるようにございます。このような状況から、当初に決められました時間をパトロールす

るのではなく、事件の発生した場所を中心に、実情に合わせてパトロールのコース、時間を変更いたしました。実施しておりますのが実情でございます。

最近の事例では、去る五月三十日に瑞穂市内で駐車中の車に拳銃の弾痕が発見された事件がございました。警察からの連絡を受けまして、当日のパトロールについては、通常の決められたコースをパトロールするのではなくて、公園、それから河川といったような日ごろパトロールをしない場所を念入りに巡回いたしました。パトロールの強化に努めさせていただきました。今後に限られた人数の中で、より効果が得られますよう、青色回転灯のパトロールを実施していきたいと考えております。

また、平成二十年度におきましては、登下校の児童・生徒の安全確保のために、新たにPTAの皆様方の協力によりまして、五十名の見守りボランティア隊を増員いたしました。監視の目の強化を引き続き図っていきたくと考えております。以上でございます。す。

二、一番 鈴木浩之君 御丁寧な御答弁いただきまして、ありがとうございます。

一点目の、今、総務課長さんの方からお答えいただきました点については、いろいろ人間的、その他、もろもろの諸事情があると思いますので、気持ちの上で緩みのないような形でより一層の巡回パトロールを行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

そして、町長さんからいただきました御答弁につきましては、私も本当に個人ではございますが、仏教を信仰しておる者としては、仏教思想、道徳については、本当に町長さんには太刀打ちができないものでございます。そのことについては何も再答弁とい

うような形はできないと思いますが、私が言いたいところは、防災行政無線におきましても、平成十八年、十九年、二カ年かけて約三億弱ですか、二億九千万円ほどのお金を使って新しくされているわけですから、何とぞ有効に使っていただくようにということが根本にあるわけでございます。

いずれにいたしましても、安全で安心なまちづくりを築くために、自治体がそういう方面からバックアップ体制を整えていただくということは当たり前であると考えておりますので、今後につきましても、何とぞ鋭意努力をしていただきますようお願いを強く申し上げます、一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長 次に、福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 私、南の方から来ますので、北方町のあじさいロードもつくられて十年以上たつと思えますが、年とともに私たちは衰えるんですけれど、花の方は、驚くほどの美しさはないかもしれませんが、使命を果たしているなというふうに思っています。ホットな気持ちで参りました。

また、六月は、先ほど来も出ましたが、食育月間として、毎月十九日が食育の日でございます。食育推進の意義として、食とは、野菜や肉など他の命をいただく行為、食の大切さ、他の命のありがたさを知った子は他の子を傷つけることはしないとされています。食の乱れは、家庭、社会、国の乱れにつながる重要な問題。それを子供たちに教えていかなければならないとされ、また我が家も一度振り返りながら、また教育の現場として、子供たちの指導もしっかりとお願いいたしまして、今回の三項目の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最近、北方町に限らず、看板も出してなく、ただ空き地に自動

車が多く並べられておる業者があります。どうしたんだろうかと、まず心配になります。放置自動車じゃないかと思ったりもします。このまま放置されたら、仕方がないわだけで済む問題ではなく、条例はどうなっているだろうかと調べてみますと、北方町はありません。

以前、駐車禁止場所ではないのですが、長く放置してある自動車に子供たちがおもしろがって上がったり、たたいたり、またドア等がしまってしまったら危険なので、お母さんたちから持ち主に注意してほしいという声があったりしました。その後、二年後、やっと処分されたという事例がございます。

町民が安全で快適な生活を営むためにも、条例を制定すべきと考えます。強く罰していくべきと考えます。身勝手な人の放置自動車を皆様の税金で処分するということは全く腹立たしい事実でございます。放置自動車の発生の防止が地域の安全及び美観の保守をするとともに、環境維持を図ることができるのではないのでしょうか。また、北方町は放置を絶対許さないという強いアピールが放置自動車の発生の抑制になると考えます。放置自動車の発生の防止及び適正な処理等に関する条例を制定するお考えはないか伺います。

二つ目ですが、現在、北方町の小学校三校にて学童保育が実施されておられます。毎年のように、南小学校の親さんより、子供の受け入れ、児童の拡充をお願いされます。今年度の各小学校での申請者状況はどうだったのか、お聞かせください。

また、利用者増に対して、教育長はどのような課題の克服が必要か、お聞かせください。

今、子育て支援として、小学校の放課後について、国は現在、子育て環境の充実策として、共働き世帯に限らない全児童対象の

放課後対策事業と学童保育事業の二つを連動させる放課後子どもプランを推進しておりますが、両事業の統合も含めた、さらなる一本化の方向で改善方策を検討し、平成二十二年度から実施するとしておりますが、当町はどうお考えなのか、お伺いいたします。

三番目といたしまして、以前、教育長の方に幼保一元化を伺って、答弁がございましたが、児童福祉法に基づく保育園と、学校教育法に基づく幼稚園では目的や機能が異なります。現行制度のもとでは、保育所の利用者が、子供に充実した教育を受けさせたい。もしくは幼稚園の利用者が子供を長時間預けたいと思っても、そうしたニーズに対応することが難しく、さらに共働き世帯の増加に伴い、幼稚園より保育園に入りたいという現状ではないでしょうか。このような状況を受け、就学前の乳幼児を受け入れ、教育や保育を一体的に提供するとともに、育児相談、親子の集いの場を提供するなど、地域に密着した子育て支援を行う総合施設として、既存の保育園、幼稚園を利用して認定こども園ができるということですが、北方町の実態を踏まえて、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞きいたします。

以上で一回目の質問を終わらせていただきます。

一、副町長 それでは、私から、福井議員の御質問の三点のうち二点をお答えさせていただきます。

最初に、御質問の放置自動車につきましてですが、これにつきましては昨年も一般質問がありまして、答弁を私からしていますので、繰り返しの答弁になるかと思いますが、一般的には、さきの自動車リサイクル法の施行によりまして、放置自動車は減少傾向にあるかと思っております。

そこで、議員から提案がありました条例の制定についてであります。現在でも放置自動車の迅速、かつ適正に処理できる明確

な根拠となる法律が制定されておりません。それで、引き続き市長会が中心となって、こうした法の整備を国や関係機関に働きかけているといったところであります、現状は。

そこで、町としましては、その動向、結果を踏まえまして、条例等の対応をしていきたいと、そのように考えております。

なお、北方町では、昨年度からこうした放置自動車の対応、処分につきましては、処分基準となる放置自動車処理フローチャートを作成しまして、それに基づき対処しております。

張り紙等による撤去指導に始まりまして、撤去命令まで、警察署との連携もとりながら、できるだけ当事者、所有者に責任を持って処理、処分していただけるよう、町としては最大限の努力をしております。それでも処分ができない場合に限って、町で処分をしていると、それが現状となっております。

そこで、昨年度の実績ですが、昨年度は最初の年ということで、長年の放置車両が九台もありました。そのうちの一台だけが本人負担で処分していただきましたが、残りの八台は最終的にはやむを得ず、この基準によりまして町の方で処分しております。

なお、今現在では、放置車両の確認や苦情は聞いておりませんが、把握しておりませんが、あれば、当面は現行の方法で対処していきたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

次に、認定こども園についての御質問の件ですが、認定こども園は、先ほど議員さんが言われましたとおり、平成十八年十月に施行されました就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づきましてできた制度であります。本格的、実質的なスタートは平成十九年四月からとなっております。それで、認定こども園の内容ですが、幼稚園と保育園の制度や

機能など、すべてを一緒にした一元化ではなく、幼稚園・保育園の機能をそれぞれ補足、拡大させた性格を持つ一体化、つまり就学前の子供の幼児教育と保育を一体化し、一貫して行う新しい仕組みとして設けられたものであります。

その特徴の一つは、先ほど議員さんが言われましたとおり、保護者が働いていないにかかわらず、すべての児童を受け入れて、幼児教育、保育を一体化させて行う。二つ目の特徴としては、すべての子育て家庭を対象にしまして、子育ての相談や親子の集いの場などの支援、あるいは場の提供を行うことができるといったことが特徴として上げられています。

ただ、さきにも触れましたが、昨年度から本格的にスタートした制度でありますので、この四月現在ですが、全国でも二百二十九件、岐阜県下に至りましては、民間の幼稚園の一件だけが認定を受けている、まだそういった状況であります。さらに、その認定の申請状況を分析しますと、地域性、例えば幼稚園と保育園のいずれしかない地域とか、あるいは保育園の入所の待機児童対策のために幼稚園を認定こども園に移行するといった地域、そういった事情で移行するところが多く見られるとのことでありました。幸い北方町の場合は、町立保育園が四園、それから町立幼稚園、私立幼稚園が各一園、さらに近隣にも幾つかの私立幼稚園があって、受け入れ施設には比較的恵まれておりまして、保護者からの教育や保育ニーズにもある程度こたえられている、そんなような状況にあるかと思っております。

よって、当面、北方町としては認定こども園への移行は考えておりませんが、保育園と幼稚園の、特に三歳児から五歳児の保育、教育内容につきましては、職員の人事交流を初めとしまして、一層の連携を深めて、より一体化を図っていききたいと、そのように

考えております。

なお、将来的には、今後ますます多様化する保護者のニーズや関心の高まりなどを十分見きわめながら、また移行しました先進地の認定こども園の運営状況や課題、あるいは国からの補助金等の支援策などの動向等も十分勘案しつつ、慎重に検討していくことになると思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上であります。

一、教育長 御質問三点ございましたので、三点についてお答えを申し上げます。

まず本年度の申請者の数でございますけれども、定員は各校とも三十名でございます。北方小学校は三十五名で、五名が待機。西小学校は申請者三十名で、ちょうどぴたりおさまっております。北方南小学校では四十一名の申請がございまして、当初十一名が待機ということになっておりますけれども、現時点では一名ふえまして、後からの申請がございまして、十二名となっております。これが一点目でございます。

二点目は、利用者増への対策ということでございますけれども、現時点の方式でいきますと、南小学校の施設の面から考えあわせまして、定員数をふやすということは非常に難しいというふうに考えております。したがって、これは抜本的な対策を考えない限り、皆様方の要望におこたえすることは難しいと。この抜本的な対策ということになりますと、もう学校を離れまして、地域の施設を使っていく。例えば青少年勤労ホーム、あるいは自治会の公民館等々、中には他の市町の例を見ますと、借家を使いましてこられた事業を行っているというふうにも聞いておりますけれども、いずれにしても校舎内で行うということについては、施設の面からいって定員増は見込めない。そうしますと、抜本的な対策

になると。じゃあ抜本的な対策というのはどういふことになるかというところ、今考えられますのは、議員御指摘の放課後子どもプランに変わってくるというふうにも私も理解をしております。

この放課後子どもプランについて、若干私の考えていることをお話し申し上げながら、御理解を得たいというふうにも思っておるわけでございますけれども、議員が御指摘されましたように、このプランは、文部科学省が平成十六年に試行、試験的な試みとして始まりまして、三年たつて、十九年度から正式に全国で行おうというふうに広まっていったものでございます。趣旨は、小学生すべての児童を対象に、放課後の活動拠点を設けて、地域の方々の指導で体験活動や学習、スポーツ、あるいは文化活動を行う教室であるところ、こういうふうにも理解することができます。したがって、厚生労働省が言っております放課後児童クラブですね、これが学童保育なんです、正式名称は放課後児童クラブと申しております。学童保育というのは、どちらかというと性格を異にしております。学童保育として、御両親が安心して働いていただけるようにする、そういうためにスタートしたものでございますが、文科省の言っているところのこのプランというのは、すべての子供を対象にして、実は昨今やかましく言われている青少年の健全育成を図っていくこととするものでございますから、これを実施することによって、学童保育が発展的に解消していくというふうには私にとらえております。このメリットということになりますと、何点かございまして、小学生全員を対象にします。これは希望制でも何でもありません。残りたい者が残る、帰りたい者は帰るといふことですから、自由なんです、ある意味では。したがって、小学生全員が対象である。

それから、自主性など、そこでいろんな地域の方々と交流をしますから、どういふことをどのようにならやっていくのかというプランをつくったりするのも全部子供たちを中心にやっていきますから、自主性とか主体性とか、そういうことが育っていく。あるいは地域の方々との交流が図られます。地域のボランティアの方々が指導に当たってくださいますから、触れ合いが深まっていくと、こういうようなメリットも多くございますが、デメリットもまた多いわけですね。その一つは、そんなに長時間、朝七時半過ぎには家を出て、夕方六時近くまで学校とか地域に引きとめて、それでいいのかということも初めとして、やはり問題も幾つかございます。

例えば南小学校でいうと、五百六十何人子供たちがいますね。仮に全員残った場合、その子供たちが自由に活動する。スポーツもやる、勉強もやる、いろんなことをやるときに、果たしてどのようにできるのか。それだけのボランティアスタッフが集まるのか。運営上の問題もございまして。こういうことを勘案していきますと、今すぐにといふわけにはまいりません。教育委員会といいたしましては、本年度じゅうに教育ボランティアスタッフというものの再整備を図っていくとして、いる途中でございます。こういうことも視野に入れながら、スタッフ募集をかけようというふうにも考えておるわけでございますけれども、いずれにしても、今すぐにといふわけにはまいりません。

そういう意味で、子どもプランというものは、ある意味では私は魅力的なものであるというふうにも考えておりまして、何とかこういうものを検討にのせまして、できれば日の目を見させるような方向で検討していきたいなど、こういうことは考えております。じゃあ、その間どうするかということになりますね。現に十

二名の待機者が南小学校の場合にはお見えでございます。私も、十二名の方々がどういふ状況かなあということを、お一人お一人学校の方へ照会をかけまして、聞き取り調査をしております。やっぱり御家庭の方にお母さんがお見えであるけれども、そこへ預けたいという方も含めまして十二名ということでございますから、私どももしばらくといて、一、二年現状維持の形になるかなあ。正直言います、南小には余裕室がございませんので、このままになるかなあと、そんなことを考えております。

ただし、例外的措置ということがございまして、昨年度末でございましてけれども、お父さんが夜遅くまで働いてみえる。お母さんが家にお見えでございましたけれども、緊急な入院を必要とする病気にかかれて、一カ月間ほど入院をされるということで、何とかならないかと。地域には親戚もない、ひとりっ子である、知り合いもない、こういうことで、何とかならないかという照会を受けましたので、定員を超えましたんですけども、これはまあ、万が一のときには教育長裁量で判断しなさいという条項がございまして、私も、一名を南小学校に緊急避難措置として入級をさせたことがございます。そういうようなことをしながら対応していきたいというふうに思っておりますが、基本的には、抜本的な対策を考えていきたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。

教育委員会におかれましては、本当にきめ細かなところをやっておっていただけで、本当に安心して子供を学校の方に通学させられるような状況で進めていただきたいというふうに思っております。

やはり先ほど来、教育長も言ってお見えになりました放課後

子どもプランのことなんです、先ほど来言ってみえるような凶悪な事件の中に、親が安全な場所といたら、ある程度家の中というところで、その中でゲームをやったり、パソコン等、今、携帯も持っているような状況なんですけれど、そういった子供たちが本当に大きくなっていくにつれ、人とかかわりも持たず、引きこもりになったり、うつ病になったり、今、テレビで本当に多く報道されています、それが自殺になったり、そしてまた、先ほど来の秋葉原の事件等々も、限定はしないんですけど、そういった状況が確かに本当に見えているという現実、やはり親の教育、確かに大事です。ただ、その中で、親がなかなか行き届かない、そういった部分が多くなっているのが今の現状じゃないかというふうに思っております。やはり子供たちは自由に広いところで遊べて、そしてお兄ちゃんとかお姉ちゃんとか、小さい子とか、本当に大きな範囲で遊ばせて、いろんなことを学んでいくんだなというふうに、自分の子供を育てながら思っていたんですけど、ちょっとこちらの方の提案をさせていただきました。ありがとうございます。

あと、認定こども園のことなんですけれども、やはり私も現場の人間じゃないです、もっと現場の先生方に聞いていただきなから、最もいい策として進めていただければいいかなというふうに思っております。

本当にきょうはありがとうございました。終わります。

一、議長 次に、廣瀬和良君。

一、三番 廣瀬和良君 最後になりましたけれども、私自身も疲れておりますし、皆さんもお疲れのところで大変申しわけございませんが、いましばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

それでは、議長のお許しを得ましたので、高年齢者の雇用安定の取り組みということにつきまして、町当局のお考えをお聞きしたいと思えます。

団塊の世代を迎えまして、退職をしなければいけない、こういう人たちが非常に多くなってきている。その反面、少子化時代で、若年労働力の増加というものが抑えられまして、日本の国というのは、今、生産人口の減少と労働力の高齢化、こういうものが大変な勢いで進んできております。

この状況に対応するため、行政や企業の間では、高齢者が社会の支え手として活躍できる労働市場の整備が大変必要だという考え方が定着をできております。つまり今の日本の国は、高齢者を使わないと、高齢者を利用しないと、なかなか労働力そのものが確保できない、そんな状況になってきているのかなと、こんなふうに思っております。

また、公的年金の支給開始年齢が二十年度現在で六十三歳、こういうことになっておりまして、平成二十二年度には六十四歳、二十五年度には六十五歳、こんな形で、年々上がってまいります。そうすると、六十歳台前期の高齢者の生活安定というのは、雇用に頼らざるを得ない。言ってみれば、年金では食べてはいけません。雇用に頼らざるを得ない、こういう状況になってまいります。そういう働く立場の者からいって、やはり高齢者の雇用というものは大切でございますし、それから、公的年金の財政安定という見地から見てみても、やはり定年後の高齢者の雇用というものが大切になってきているのではないかと、こんなふうに思っております。

こうした社会情勢から、定年の引き上げ、あるいは継続雇用の導入等により、高齢者の安定した雇用を確保する、それから高齢

者の再就職の促進、こういうことを目指すために、国の方では、高年齢者等の雇用の安定に関する法律というものをつくっております。

この法律では、高齢者は一たん職を離れると、自分たち、いわゆる高齢者だけの力では就職ができない、こういう状況が続いておりまして、その高齢者の就職をなし遂げていくためには、やはり事業主とか、あるいは行政の力が非常に大きなウェイトを占めてくるという状況になってきているのではなからうかなというふうに思っています。そういうことから、事業主に対しては、雇用する高齢者の職業能力の開発、あるいは再就職の援助、それから意欲・能力に応じた雇用機会の確保に努める。こういうことを、いわゆる事業主の責任と義務だということで規定をしているわけでございます。

一方、国や地方公共団体に対しても、事業主、労働者、その他関係者に対する必要な援助を行いなさいよ。あるいは再就職のために必要な職業紹介、職業訓練体制の整備等を行いなさいよという、いわゆる国や地方公共団体に対する責任と義務も定めているわけでございます。

町を代表する町長には、事業者としての責任と地方公共団体の責任という二つの大きな責任を負われているのではないかと私には理解をしているところでございます。

さらに、この法律では、六十五歳未満の定年を定めて、いわゆる六十五歳の定年はいいんですけれども、六十五歳に満たない定年を定めている事業者に対しては、定年制の引き上げ、少なくとも六十五歳まで定年制を上げなさいよ。あるいは継続雇用の導入、定年退職をしても、その後雇いなさいよ。あるいは、六十五歳未満の定年については、その定年制そのものをやめなさいよという

ことを決めまして、そのいずれかの措置をとりなさいという定めをしているわけでございます。この定めは、従来は努力目標であったんですけれども、今はやりなさいよということになっておりまして、いわゆる高齢者の雇用についての政府の真剣度というか、意気込み、本気度、こんなものがこの規定からも強く読み取れるのではなからうかというふうに思っています。

この規定、地方公務員は該当しないということになっておりますけれども、それは地方公務員法に、定年退職後の雇用に対する規定があるから、これは該当しないということを行っているわけでございまして、精神そのものは全く同じ、言っていることは全く同じだというふうに私なりに理解をしております。

じゃあ、地方公務員法はどう言っているか。二十八条の三では、定年退職の特例で、一年を超えない範囲内で定年の延長ができる。さらに、その延長のさらに一年については延長ができる。あるいは二十八条の四では、定年退職者の再雇用ができるという規定がございます。これも二年を限度。それから、二十八条の五では、定年退職者の臨時雇用、これもやっていいよ、こういう形になってきているわけでございます。

以上、述べましたように、高齢者に対する社会の強い要請とかがあります。企業では、もう高齢者を雇わないとどうにもならない、こういう状況になってきておりますし、それを支えるだけの法整備もできております。

近年、定年退職者の知識とか経験、そういうものを活用できるとして、警察とか、教育現場とか、そういうところでも再雇用制度を導入したという話を聞きますし、ごく最近、六月に公表された、これは厚生省傘下の労働政策研究・研修機構というところでアンケート結果を出しておりますけれども、その中では、現在の

企業の中で九一・三%が再雇用を制度化している、こういう結果が出ていますのでございまして、高齢者の雇用ということについて随分進んできていて、こういうのが現状でなからうかというふうに思っています。

そういう面で、当町の動きはどんなもんだらうかというようなことで考えています。三月三十一日現在で定年退職された方もございまして、私なりに思うには、動きが鈍いんではなからうかなと、こんな感じがしてならないわけでございます。

そういうことで、定年退職者、いわゆる高齢者の雇用について、いわゆる役場職員の再雇用について、どのようにお考えになるのか、この辺をお聞かせ願いたいというふうに思っています。よろしく願います。

一、総務課長 それでは、町の職員の退職後の再雇用についての考え方でございますが、御答弁させていただきます。

我が国が本格的な高齢社会を迎える中、公的年金の支給開始年齢の引き上げが行われることを踏まえまして、職員が定年後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、雇用と年金との連携を図るとともに、長年培った能力・経験を有効に発揮できるようにするために定められたもので、北方町におきましては、平成十三年、地方公務員法、先ほど先生おっしゃいました第二十八条の四項に基づきまして、二十五年以上勤務した職員で、五年を経過する日までの間にある職員を再任用できる旨の町条例、北方町職員の再任用に関する条例を公布させていただきました。また、議員が御指摘されましたように、地方公務員法の二十八条の三、並びに二十八条の五に定めがありますように、職務の特殊性や職員の職務の遂行上など、特別に事情がある場合におきましては、定年後の一年の雇用延長が認められる制度があります。また、

短時間の勤務——パート職員でございますが——などに採用することができるとの法整備がされております。

しかしながら、公務員の終身雇用保障、こういうことにつきましては、世の中の流れを考えてみましても、また現在の社会経済が硬直化する中、安易な再任用は難しいのが現状ではないかと思われまます。

また、現在、国からの指導にもより、地方公共団体での職員定数の削減を推進しつつある中でありまして、むやみに再任用することは難しい状況であります。

しかしながら、たび重なる国の制度改正などによりまして、保険制度の改正や税源移譲、さらには県からの権限移譲などによります膨大な事務が増加しておるのが実情でございます。場合によっては、新規採用職員よりも再任用の職員の方が即戦力として、トラブルもなく事務を遂行できることも考えられます。いずれにいたしましても、この制度につきましては、あくまでも本人の意思を確認することが大事でございます。再任用職員を初めとして、臨時職員やパート職員として、定年後の高齢者の雇用を適正に運用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。

一、三番 廣瀬和良君 この法律、いわゆる雇用安定の法律というのは、言ってみれば雇われる方というのは非常に受け身な法律なんですよね。雇いなさいよというのは、いわゆる事業者に対して物を言っているのです、事業者が雇う意思を持たないことにはどうにもならない。そういう意思を持たないという話になると、いわゆるこの法律に反するんじゃないのかなという感じがしているんです。

先ほど言いましたように、雇われる方、いわゆる高齢者、定年退職した人というのは、言ってみれば物すごい弱い立場じゃないですか。その人たちというのは、やっぱり事業者が雇ってあげますよという話になってこないかと、なかなかそこら辺はいかないよという話なので、先ほども言った、安易な再雇用はできませんよという話ではなしに、いわゆる仕事をつくって、定年退職者の技能とか技術とか経験とか、そういうものを生かしていく、生かす仕事を探すというの、やっぱり事業主の仕事じゃないのかな。そこをやらないと、経済的に大変だからやめようという話ならもう終わっちゃいます。そこら辺の認識を意識していただきたいな、こんなふうに思っています。よろしくお願いいたします。

一、町長 総務課長が答弁いたしました内容は、今、公務員に対しての世間の目というものが非常に厳しくて、特に国家公務員が典型的な例でございますけれども、天下りとかどうとかというのに厳しい批判があるので、慎重にやりたいということを申し上げておるわけでございます。議員がおっしゃいますように、この自治法で決められております法律の精神は、事業主として、行政自体はしっかりそのことをやれというふうに言われておるわけでございますから、この法律の精神を受けて、私どもも再任用についての申し上げましたように条例制定もいたしておるわけでございます。ただ、年度によっては退職者の数が増減をいたしますので、全部の皆さんの御期待に沿うことは非常に難しいという面もございます。そういう場合に、一部に働きかけいたしますと、またいろんな感情的な問題も出てまいりますので、慎重に事を運んでいく必要があるんじゃないかと思っておるところでございます。

それからもう一つは、こういうことがいい悪いは別の議論といたしましても、やっぱり総務省というのは定員計画というものを

それぞれの自治体に対して出させておりまして、北方町でいいますと、二十二年までに六名の職員定数を減らせというような方針も出ておるわけでございまして、非常に法律と現実との対応の間に矛盾が出てきておるわけでございます。しかし、議員が御指摘をされますことは十分理解をできますし、そういう使命を私どもは一方で担っておるということもしっかりと肝に銘じて、今後心を配って対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

一、三番 廣瀬和良君 町長の考え方は私と同じだと思います。思いますけれども、定員計画というのは、言ってみれば正規職員の話ということで理解をしていましたけれども。

一、町長 再任用はその枠に入るんじゃないですか。

一、三番 廣瀬和良君 再任用というのは、いわゆる正規職員という話じゃないでしょう。再任用が正規職員という話になると、それは定年の延長という話になっちゃいますから、二十八条の三で来ちゃう話になりませんか。再任用というのは、言ってみれば嘱託とか、そういうところで採用するということではないんですか。そういう理解でございましたけど、違いますか。私の言った、そういう解釈でいけば、定員云々という話は外れてくるんじゃないかなろうかなというふうに思います。結構です。そういうことを言いたい。終わります。

一、議長 それでは、これで一般質問を終結いたします。  
暫時休憩をいたします。

午後二時五十二分 休憩

午後三時 五分 再開

一、議長 それでは、再開をいたします。

### 日程第三 議案第十九号について

一、議長 日程第三、議案第十九号 専決処分の承認を求めることについて 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 去年ごろだと思いますが、公的年金の縮小であるとか、あるいは老年者控除の廃止、定率減税の廃止によって、所得がふえることによって国保税もふえる形になるんだと思いますが、そういうことで、今回は均等割は二百円上がってはいませんが、その辺について、所得はふえたことになると思うんですけど、それに対して、税率は低くはなっているものの、本当に安心して払える保険税なのか、ちょっと疑問に思うことがまず一点。

それから、資格証明書の発行が北方では結構なされているわけですけども、今、北方町は就学前まで乳幼児の医療は無料になっているわけですけど、例えば資格証明書の発行であれば、その無料になっていく子供たちがかかり病にかかるとすると、資格証明書のために一〇〇%払って、医者にかからないといけない問題が出てくると思うんですが、北方町で交付要綱はどういうふうになっていますか。

一、住民保険課長 それでは、お答えさせていただきます。

今度の税率改正につきましては、資産割別にして大体平均で六%前後下がるのではないかと、所得が同じであれば。そんなような状況にとらえております。

二点目の資格証明につきましては、一年程度滞納があった方について、翌年度発行する場合において、三月に一応納付相談というのをさせていただきまして、その納付相談に来られなかった方

について資格証明等を発行します。もちろん納付相談に來られた方については短期の保険証を出しております。そういった格好で進めさせていただいております。

一、九番 日比玲子君 答弁をいただいたんですが、若干ずれているように思います。

資格証明書を親がもらった時点で、今の北方町の制度では、乳幼児は就学前まで無料ということになっているでしょう。親が資格証明書だったら、子供にも資格証明書なのか、無料では受けられんよということの一〇〇%払ってくるのか、その辺が交付要綱でどうなっているのかということをお尋ねしました。

休憩の声あり)

一、議長 暫時休憩します。

午後三時 十分 休憩

午後三時十三分 再開

一、議長 再開いたします。

一、住民保険課長 やはり資格証明を発行しておりますので、窓口では十割払っていただいています。それで、保険料が納められてくれば、特別医療費として支払わせていただきます。

発言する者あり)

一、議長 暫時休憩します。

午後三時十四分 休憩

午後三時十五分 再開

一、議長 再開いたします。

一、福祉健康課長 今の質問にお答えいたします。

乳児医療とか重度身体障害者の医療を含めて福祉医療といいますが、福祉医療制度については、自己負担分を補てんするという形で、まず原則的に保険に入っていたことが原則です。今現

在滞納で保険制度が使えない方、十分の十払っていただく方については、先ほど課長が言いましたように、窓口で払っていただいて、滞納がおさまって、保険診療に戻ったときに、それぞれ保険の方と福祉医療の方から償還の形で医療費の方を精算させていただきますという形になりますので、御理解をいただきたいと思っております。

一、九番 日比玲子君 よくわかりましたけど、親が保険税を払っていなかったら、その子供が、就学前の子供であっても、病気になったときは一〇〇%払っていただいて、その後、保険税を少し払ってくだされば、お返しをするというふうに北方町はなっているということですね。それでいいですね。

そうしますと、児童福祉法の二条によると、国と地方が子供の健康の責任を負うというようなことがあるわけですけど、今の北方町の国保財政、大変厳しいんですけども、その辺のところ、例えば要綱の中でどう書いてあるかわかりませんが、お父さんが病気であったり、あるいはまたリストラに遭ったりして、そういう状況も生まれてくる可能性が今あるわけですよ。そういうときに、情状酌量して保険証を渡してあげれば、その子は救われるようなことにもなるんですけれども、現実、北方町は何人ぐらい、そういう子供がいるということ把握していらっしゃるんですか。わからなければ、後で聞きますので、いいです。

終結の声あり)

一、議長 終結いたします。

討論ございますか。

一、九番 日比玲子君 十九号議案に反対討論したいと思っております、

二十三号議案も関連をしております。

それで、まず一つは、先ほども言いましたけど、親が保険税を払っていただければ、乳幼児の就学前までの無料というのは全額払

って、それからある程度国保税を払っていただければ、後でお返しをするというような話でありましたが、やっぱりそういうことでなくて、児童福祉法の二条によって、せめて北方町が無料になっているところに対してだけはそういうことがないようにしていただきたいと思います。

それからもう一つは、医療分の最高限度額が今の五十六万円から四十七万円に、九万円減額がされました。そして、新しく創設をされた後期高齢者分が新設して、十二万円、介護納付金は九万円が変わらないわけですけども、今、六十五万円最高限度額の人には払っていらっちゃって、百七十世帯あるそうですが、三万円の増額になるということでありまして。その辺の所得のところには位置する人は大変な負担になるし、それ以上の所得のある人は優遇になるような気がします。

それから、国保の加入者で、世帯の全員が六十五から七十四歳の世帯で、年金が十八万円以上であれば年金から天引きをするということがこの十月から北方町でも行われます。年金天引きというのは、支払う側の事情など全く考慮せずに、一方的に、国で決まったとはいえ、条例で決めて、天引きをする。それはなぜかといいますと、なるべく滞納を少なくしたい、収納率を上げたいというのが大きなねらいではないかと思えます。自治体としては、簡単にこうしたことで天引きをできるということで、収納もできいかと思っています。

そして、国は医療費を二千二百億円もことし削減するわけですが、自己負担と受益者負担の二つを求める構造改革の中で、国民健康保険法の第一条の社会保障及び国民の保健の向上に寄与する目的、国民の命と健康を守る、そういう法律がありながら、本当

に形骸化してしまう可能性を秘めているのではないかと思えます。たとえこれが引き下がることになっても、まだなかなか貧困と格差が広がっている中では、保険料を払えない人がいると思います。高過ぎる保険税をやっぱりきちっとして払える保険税にするためには、国が、国庫負担を八十四年から下げてきていますが、これをやっぱりもとに戻してほしいという思いで反対をしたいと思えます。以上です。

一、議長 討論を終結いたします。

これより議案第十九号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第十九号は原案のとおり承認することに決しました。

#### 日程第四 議案第二十号について

一、議長 日程第四、議案第二十号 専決処分の承認を求めることについて 中部圏都市開発区域の指定に伴う北方町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第二十号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十号は承認することに決しました。

#### 日程第五 議案第二十一号について

- 一、議長 日程第五、議案第二十一号 専決処分承認を求めることについて 北方町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり)

- 一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第二十一号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は承認することに決しました。

#### 日程第六 議案第二十二号について

- 一、議長 日程第六、議案第二十二号 専決処分の承認を求めることについて 北方町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり)

- 一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第二十二号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十二号は承認することに決しました。

#### 日程第七 議案第二十三号について

- 一、議長 日程第七、議案第二十三号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり)

- 一、議長 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

九番 日比玲子君 この議案も第十九号議案と同じように、今度は案分率を定めるものでありますが、さきの専決から均等割は二百円アップをするということは、所得の低い人では、二百円といえど結構負担になるのではないかと思っております。そして、そのほかに後期高齢者分も含まれていますので、十九号議案と同じような理由で反対をいたしたいと思います。

- 一、議長 討論を終結いたします。

これより議案第二十三号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
起立八名)

- 一、議長 起立多数であります。よって、議案第二十三号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第八 議案第二十四号について

- 一、議長 日程第八、議案第二十四号 北方町小口融資条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり)

- 一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第二十四号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は原案のとおり可決されました。

**日程第九 議案第二十五号について**

- 一、議長 日程第九、議案第二十五号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり)

- 一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第二十五号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十五号は原案のとおり可決されました。

**日程第十 議案第二十六号について**

- 一、議長 日程第十、議案第二十六号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり)

- 一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第二十六号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十六号は原案のとおり可決されました。

**日程第十一 議案第二十七号について**

- 一、議長 日程第十一、議案第二十七号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり)

- 一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第二十七号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十七号は原案のとおり可決されました。

**日程第十二 議案第二十八号について**

- 一、議長 日程第十二、議案第二十八号 もとす広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり)

- 一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第二十八号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十三 議案第二十九号について

- 一、議長 日程第十三、議案第二十九号 工事請負契約の締結について 北方中学校プール改築工事）についてを議題といたします。提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり)

- 一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第二十九号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十四 議案第三十号について

- 一、議長 日程第十四、議案第三十号 平成二十年度北方町一般会計補正予算（第一号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

- 一、九番 日比玲子君 六ページの財産管理費で、今、あの角のうちの更地にされて、駐車場をつくる。農協の倉庫の方も壊して駐車場にするということでありましたが、全員協議会の中で、かぎをつけたらどうか、いろんな意見が出ていたわけですが、職員もばらばらにとめている状況の中にありますので、職員をまとめるのか、その辺、整合性といえますか、どういうふうにつくった時点でされようとしているのか、まだそこまで話がなされていないのかどうか、お願いしたいと思います。

- 一、総務課長 この前の委員会の方でもそのような議論がありましたので、戻りまして、いろいろ検討をしてみました。結果的に、遠

方から通勤しておる職員もおります。当然車が必要かと思えます。そして、正直言いまして、公用車が今のところ充足していないのは事実でありますので、そういうことも踏まえまして、あの駐車場の一部は使用させていただきませんが、できるだけ今度の整備をする駐車場の中でも一番遠いところ。というのは、この前、説明の中で、建屋の西側に十台ほど職員が置かせていただいておりますが実情です。当然あそこは非常に近いところですので、できるだけ奥に配置する。なおかつ、できることなら職員の個々の駐車場というのを割り当ててみたいんですが、なかなか出張とか、いろんな絡みがありまして、あきとか、いろんな問題も出てきます。そのあたりにつきましては、もう少し慎重に検討させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

町民の方が利用される駐車場でございますので、できるだけ町民の方は便利な場所を利用していただけるように配慮いたしたいと思えますし、なおかつ前の駐車場の適正管理にも努めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

- 一、議長 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

省略の声あり)

- 一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第三十号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十号は原案のとおり可決されました。

日程第十五 議案第三十一号について

- 一、議長 日程第十五、議案第三十一号 平成二十年度北方町老人保

健医療特別会計補正予算（第一号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

省略の声あり

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第三十号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第十六 陳情第一号について

一、議長 日程第十六、陳情第一号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情を議題といたします。

厚生都市常任委員長の報告を求めます。福井裕子君。

一、厚生都市常任委員長 陳情書審査報告をさせていただきます。

平成二十年六月十八日に本委員会に付託されました陳情書を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第八十九条第一項の規定により報告いたします。

件名、深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情であります。

六月十八日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定いたしましたことを報告いたします。

一、議長 委員長報告に対する質疑を行います。

発言する者なし

一、議長 討論ございますか。  
なしの声あり

一、議長 質疑、討論を終結いたします。

これより陳情第一号を採決いたします。

陳情第一号に対する委員長報告は採択すべきであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、陳情第一号は委員長の報告どおり採択することに決しました。

お諮りをいたします。ただいま福井裕子君ほか四名から意見書案第二号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一として議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第二号深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第一として議題とすることに決しました。

#### 追加日程第一 意見書案第二号について

一、議長 追加日程第一、意見書案第二号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 では、意見書案を読みまして、説明にかえさせていただきます。

なお、こちらの書いてあります案のところなんですけれど、深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書案に訂正いたしますので、よろしくお願いいたします。

全国で医師不足により地域の病院や診療科が休止され、必要な医療が受けられないという深刻な事態が起こっている。岐阜県内でも、多くの病院が医師不足による診療科の休止や制限、診療日

数の制限などを行っており、医師不足の実態とその原因を明らかにし、緊急の対策をとることが求められている。

日本の医師数はOECD加盟三十カ国の平均三・一人（人口千人当たり）に対して二・〇人と絶対数そのものが非常に少なく、どの地域でも深刻な不足に陥っている。

医師不足の解決には、①医学部定員削減の閣議決定を見直し、医師養成数をふやす、②勤務医が働き続けられるように環境整備と必要な財源措置を講じる、③僻地勤務や不足が著しい専門科を積極的に選択できる条件づくり、④医療事故への警察介入をやめ、原因究明と再発事故防止を目的とした第三者機関設置や無過失補償制度の確立など早急に対策を講じることが重要である。

よって、国において、医師の養成を大幅にふやし、勤務条件の改善を図るため、医師確保に向けて必要な法律（仮称「医師確保法」）を制定し、必要な予算措置をとることを求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。  
平成二十年六月二十日、岐阜県北方町議会。

提出先、内閣総理大臣 福田康夫殿、厚生労働大臣 舛添要一殿、文部科学大臣 渡海紀三朗殿、総務大臣 増田寛也殿。

以上です。よろしく願っています。

一、議長 これより質疑を行います。質疑、討論ございますか。  
発言する者なし）

一、議長 質疑、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。ただいま朗読いたしました意見書案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なし）  
一、議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第二号は原案のとおり可決されました。

## 日程第十七 陳情第二号について

一、議長 日程第十七、陳情第二号 看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情を議題といたします。

厚生都市常任委員長の報告を求めます。福井裕子君。

一、厚生都市常任委員長 陳情書審査の報告をさせていただきます。

平成二十年六月十八日、本委員会に付託されました陳情書を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第八十九条第一項の規定により報告いたします。

件名、看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正を求める陳情。

六月十八日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定したことを報告いたします。よろしく願います。

一、議長 委員長報告に対する質疑を行います。質疑、討論ございますか。

発言する者なし）

一、議長 質疑、討論を終結いたします。  
これより陳情第二号を採決いたします。

陳情第二号に対する委員長報告は採択すべきであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なし）  
一、議長 御異議なしと認めます。よって、陳情第二号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

一、議長 ちょっと休憩いたします。

午後三時四十五分 休憩

午後三時五十八分 再開

一、議長 では、再開いたします。  
お諮りいたします。ただいま福井裕子君ほか四名から意見書案

第三号 看護職員確保法の改正を求める意見書が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第二として議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、意見書案第三号看護職員確保法の改正を求める意見書を議題として日程に追加し、追加日程第二とすることに決しました。

#### 追加日程第二 意見書案第三号について

一、議長 追加日程第二、意見書案第三号 看護職員確保法の改正を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 それでは、意見書案を読みまして、説明にかえさせていただきます。

看護職員確保法の改正を求める意見書(案)。

今、看護の現場は、過酷な勤務実態、仕事に追われ、満足な看護ができないジレンマの中で、離職が相次ぎ、看護職員不足は深刻な問題であり、安全で行き届いた看護を実現するために、増員と離職防止は切実な課題となっている。

看護師等の人材確保の促進に関する法律 看護職員確保法)が一九九二年に制定され、人材確保に一定の効果を上げてきたが、さらに看護職員の確保と離職防止に有効な施策へと強化することが求められている。

現行法を、①月八日以内夜勤など、夜勤の最低規制に強制力を持たせる、②看護職員確保法の現行「基本指針」を「看護職員確保計画」に改め、国と自治体を中心となって看護師確保を計画的に進める仕組みをつくるなどの改正が必要である。

第六十六通常国会でも、医師・看護師など医療従事者の大

幅増員」看護職員は、夜間は患者十人に一人以上、日勤時は患者四人に一人以上」夜勤日数を月八日以内に規制するなど、看護職員確保法の改正」を求める請願署名も採択されている。

よつて、国において、看護職員を大幅に増員するため、夜勤を月八日以内に規制するなど、看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正することを求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。平成二十年六月二十日、岐阜県北方町議会。

提出先、内閣総理大臣 福田康夫殿、厚生労働大臣 舛添要一殿、文部科学大臣 渡海紀三朗殿、総務大臣 増田寛也殿。

以上です。よろしくお願ひします。

一、議長 これより質疑を行います。質疑、討論ございませんか。発言する者なし)

一、議長 質疑、討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま朗読いたしました意見書案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、意見書案第三号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第十八 陳情第三号について

一、議長 日程第十八、陳情第三号 介護職員の人材確保に関する陳情を議題といたします。

厚生都市常任委員長の報告を求めます。福井裕子君。

一、厚生都市常任委員長 陳情書審査報告をさせていただきます。

平成二十年六月十八日、本委員会に付託されました陳情書を審査しました結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則

第八十九条第一項の規定により報告いたします。

件名、介護職員の人材確保に関する陳情でございます。

六月十八日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定したことを報告いたします。

一、議長 委員長報告に対する質疑を行います。

省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を終結いたします。

これより陳情第三号を採決いたします。

陳情第三号に対する委員長報告は採択すべきであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、陳情第三号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

お諮りいたします。ただいま福井裕子君ほか四名から意見書案第四号 介護職員の人材確保に関する意見書についてが提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第三号として議題としたいと思えます。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第四号 介護職員の人材確保に関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第三号として議題とすることに決しました。

追加日程第三 意見書案第四号について

一、議長 追加日程第三、意見書案第四号 介護職員の人材確保に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 意見書案を読みまして、説明とさせていただきます。

介護職員の人材確保に関する意見書(案)。

本格的な高齢社会を迎え、介護サービスに対する国民のニーズや期待はますます高まり、今後必要とされる介護職員の安定的な確保が必要不可欠な状況となっている。

国は、介護・福祉分野の人材確保指針を改正したところであるが、介護職員の現状は、給与水準が低く、厳しい労働環境などから離職率が高くなっており、介護制度が十分機能していくための人材確保が緊急の課題となっている。

よって、国及び政府に対し、介護ニーズに対応するのに必要な人材を安定的に確保するため、マンパワーへの適切な報酬体系の確立や労働環境の改善を早急に図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。  
平成二十年六月二十日、岐阜県北方町議会。

提出先、内閣総理大臣 福田康夫殿、厚生労働大臣 舛添要一殿、文部科学大臣 渡海紀三朗殿、総務大臣 増田寛也殿。

以上です。

一、議長 これより質疑を行います。

発言する者なし)

一、議長 討論ございますか。

発言する者なし)

一、議長 質疑、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま朗読いたしました意見書案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第十九 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出につ

いて

一、議長 日程第十九、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決しました。

### 日程第二十 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

一、議長 日程第二十、行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、会議規則第七十一条の規定により、行財政改革問題に関する事務調査についての閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決しました。

以上で付託された案件はすべて終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたいと思います。

一、町長 それでは、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

平成二十年の第二回北方町議会定例会をお願いいたしました

ころ、私どもが提出をさせていただきました十三議案について、それぞれ原案のとおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、申し上げるまでもなく皆さん方の御意見を十分尊重して、慎重に執行に当たって間違いのないようにいたしていきたいというふうに思っておるところでございます。

大変長時間にわたって御審議をいただきまして、ありがとうございます。

一、議長 本定例会に付議された案件は全部終了いたしましたので、これをもって平成二十年第二回北方町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後四時十一分 閉会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十年六月二十日

議 長

署名議員

署名議員